

0001 登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：基礎

「商業登記の対第三者効を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：登記すべき事項は、登記前は善意の第三者に対抗できない。

ア．登記事項は登記前には善意の第三者に対抗できないのが原則である。 商業登記の対第三者効を理解する。

イ．商業登記法14条・15条は当事者申請主義と囑託による登記を定める。 当事者申請主義を理解する。

ウ．商業登記法15条は囑託による登記を認めている。 囑託登記の位置づけを理解する。

エ．商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。 書面・オンライン申請の方式を区別する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。登記事項は登記前には善意の第三者に対抗できないのが原則である。 商業登記の対第三者効を理解する。

イ：誤り。この説明は「当事者申請主義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「囑託登記の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「書面・オンライン申請の方式を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。登記事項は登記前には善意の第三者に対抗できないのが原則である。 商業登記の対第三者効を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002 登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：基礎

「登記後の第三者保護の例外を押さえる」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：登記後は第三者に対抗できるのが原則だが、第三者が正当な事由によって登記を知らなかったときは対抗できない。

ア．商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。 複数申請の登記順序を理解する。

イ．登記後でも、第三者が正当な事由により登記を知らなかった場合には例外的に保護される。 登記後の第三者保護の例外を押さえる。

ウ．申請が当該登記所の管轄に属しないことは商業登記法24条の却下事由である。 管轄違いが却下事由となることを理解する。

エ．商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。 同時申請義務と却下を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「複数申請の登記順序を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。登記後でも、第三者が正当な事由により登記を知らなかった場合には例外的に保護される。 登記後の第三者保護の例外を押さえる。

ウ：誤り。この説明は「管轄違いが却下事由となることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「同時申請義務と却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。登記後でも、第三者が正当な事由により登記を知らなかった場合には例外的に保護される。 登記後の第三者保護の例外を押さえる。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003 登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：基礎

「同一本店・同一商号の登記制限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：会社の商号の登記に関する制限として正しいものはどれか。結論：他の会社が既に登記している商号と同一の商号は、その会社と同一の所在場所では登記できない。

ア．商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。委任状への届出印押印を理解する。

イ．商業登記法23条の2は登記官による本人確認の調査手段を定める。登記官の本人確認調査を理解する。

ウ．商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。同一本店・同一商号の登記制限を理解する。

エ．商業登記法12条の2等に基づき代表者等が電子証明書の発行を請求する制度がある。電子証明書発行請求の申請人を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「委任状への届出印押印を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「登記官の本人確認調査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。同一本店・同一商号の登記制限を理解する。

エ：誤り。この説明は「電子証明書発行請求の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。同一本店・同一商号の登記制限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004 登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：基礎

「会社の商号を記録する登記簿を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：会社の商号の登記について正しいものはどれか。結論：会社の商号の登記は、その会社の登記簿に記録される。

ア．登記後でも、第三者が正当な事由により登記を知らなかった場合には例外的に保護される。登記後の第三者保護の例外を押さえる。

イ．商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。同一本店・同一商号の登記制限を理解する。

ウ．商業登記法10条は登記情報の公示制度として、何人にも証明書交付請求を認めている。登記事項証明書の公開原則を理解する。

エ．商業登記法34条は会社の商号を会社の登記簿にするものとしている。会社の商号を記録する登記簿を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「登記後の第三者保護の例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「同一本店・同一商号の登記制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「登記事項証明書の公開原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法34条は会社の商号を会社の登記簿にするものとしている。会社の商号を記録する登記簿を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法34条は会社の商号を会社の登記簿にするものとしている。会社の商号を記録する登記簿を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：基礎

「登記事項証明書の公開原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：何人も、手数料を納付して登記事項証明書の交付を請求することができる。

ア．商業登記法10条は登記情報の公示制度として、何人にも証明書交付請求を認めている。 登記事項証明書の公開原則を理解する。

イ．支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。 現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。

ウ．商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。 株式会社設立登記の申請人を理解する。

エ．商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。 設立登記に定款を添付することを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法10条は登記情報の公示制度として、何人にも証明書交付請求を認めている。 登記事項証明書の公開原則を理解する。

イ：誤り。この説明は「現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「設立登記に定款を添付することを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法10条は登記情報の公示制度として、何人にも証明書交付請求を認めている。 登記事項証明書の公開原則を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：基礎

「登記簿附属書類の閲覧要件を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法令上、一定の附属書類の閲覧には利害関係を有することなど所定の要件が求められる。

ア．設立登記では設立時役員の選任を証する書面が必要となる。 設立時取締役の選任を証する書面を理解する。

イ．登記事項証明書の一般公開と異なり、附属書類の閲覧には商業登記法11条の2等の要件がある。 登記簿附属書類の閲覧要件を区別する。

ウ．設立登記では設立時役員の就任承諾を証する書面が必要である。 設立時役員の就任承諾書を理解する。

エ．設立時代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。 設立時代表取締役の選定証明を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「設立時取締役の選任を証する書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。登記事項証明書の一般公開と異なり、附属書類の閲覧には商業登記法11条の2等の要件がある。 登記簿附属書類の閲覧要件を区別する。

ウ：誤り。この説明は「設立時役員の就任承諾書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「設立時代表取締役の選定証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。登記事項証明書の一般公開と異なり、附属書類の閲覧には商業登記法11条の2等の要件がある。 登記簿附属書類の閲覧要件を区別する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007 登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：標準

「印鑑証明書制度の前提を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：商業登記における印鑑証明書について正しいものはどれか。 結論：登記所に印鑑を提出している会社代表者等は、所定の方法によりその印鑑の証明書の交付を請求できる。

ア．会社法49条により株式会社は設立登記によって成立する。 株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する。

イ．会社法911条3項は公告方法等を登記事項としている。 公告方法の登記事項を理解する。

ウ．商業登記法12条・商業登記規則は提出印鑑についての証明制度を設けている。 印鑑証明書制度の前提を理解する。

エ．商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。 合名会社設立登記の基本添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「公告方法の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法12条・商業登記規則は提出印鑑についての証明制度を設けている。 印鑑証明書制度の前提を理解する。

エ：誤り。この説明は「合名会社設立登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法12条・商業登記規則は提出印鑑についての証明制度を設けている。 印鑑証明書制度の前提を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008 登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：標準

「商業登記電子証明書の位置づけを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社・法人の代表者等がオンライン手続で本人性や電子署名を確認するために利用できる電子的な証明である。

ア．会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。 持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。

イ．会社法914条は合同会社について資本金の額を登記事項として定める。 合同会社の資本金登記を理解する。

ウ．会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。 合名会社と資本金登記の相違を理解する。

エ．商業登記電子証明書は、会社・法人の代表者等の電子署名に係る本人性等を証明する制度である。 商業登記電子証明書の位置づけを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「合同会社の資本金登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「合名会社と資本金登記の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記電子証明書は、会社・法人の代表者等の電子署名に係る本人性等を証明する制度である。 商業登記電子証明書の位置づけを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記電子証明書は、会社・法人の代表者等の電子署名に係る本人性等を証明する制度である。 商業登記電子証明書の位置づけを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：標準

「株式会社の代表者に関する登記事項を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：代表取締役の氏名及び住所

ア．株式会社では代表取締役の氏名・住所が登記事項となる。 株式会社の代表者に関する登記事項を把握する。

イ．商業登記規則61条7項は再任を除く取締役等の就任で本人確認証明書を要求する。 新任取締役の本人確認証明書を理解する。

ウ．規則61条7項は新任の役員本人確認を目的とし、再任を除外している。 再任時の本人確認証明書の扱いを理解する。

エ．商業登記規則61条4項は設立時取締役・新任取締役の就任承諾印について印鑑証明書を求める。 取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。株式会社では代表取締役の氏名・住所が登記事項となる。株式会社の代表者に関する登記事項を把握する。

イ：誤り。この説明は「新任取締役の本人確認証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「再任時の本人確認証明書の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。株式会社では代表取締役の氏名・住所が登記事項となる。株式会社の代表者に関する登記事項を把握する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

登記総論・申請手続 > 登記事項・登記の効力 | 難易度：応用

「現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：支店の所在地は、現行の会社法上、株式会社の登記事項には含まれていない。

ア．商業登記法54条2項は会計監査人が法人である場合の登記事項証明書を規定する。法人会計監査人の就任添付を理解する。

イ．支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。

ウ．商業登記法54条2項3号は個人の会計参与・会計監査人について資格証明を求める。個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

エ．商業登記法55条は一時会計監査人の就任登記に必要な添付書面を列挙している。一時会計監査人の就任登記添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「法人会計監査人の就任添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。

ウ：誤り。この説明は「個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「一時会計監査人の就任登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011 登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：基礎

「当事者申請主義を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁・公署の嘱託によって行われる。

- ア．規則61条6項ただし書の省略例外である。代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する。
- イ．商業登記規則61条8項は、所定の代表取締役等の辞任書面の印鑑について証明を求める。代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する。
- ウ．商業登記法14条・15条は当事者申請主義と嘱託による登記を定める。当事者申請主義を理解する。
- エ．会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法14条・15条は当事者申請主義と嘱託による登記を定める。当事者申請主義を理解する。
エ：誤り。この説明は「代表取締役の住所が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法14条・15条は当事者申請主義と嘱託による登記を定める。当事者申請主義を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012 登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：基礎

「嘱託登記の位置づけを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：法令上、官庁又は公署の嘱託により登記をする場合があり、商業登記法の申請手続規定が必要に応じ準用される。

- ア．会社法332条2項は非公開会社について任期为最長10年まで伸長できる。非公開会社の取締役任期延長を理解する。
- イ．会社法336条1項が監査役任期を定める。監査役の法定任期を理解する。
- ウ．会社法336条2項は非公開会社の監査役任期について10年までの伸長を認める。非公開会社の監査役任期延長を理解する。
- エ．商業登記法15条は嘱託による登記を認めている。嘱託登記の位置づけを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「非公開会社の取締役任期延長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「監査役の法定任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「非公開会社の監査役任期延長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法15条は嘱託による登記を認めている。嘱託登記の位置づけを理解する。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法15条は嘱託による登記を認めている。嘱託登記の位置づけを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013 登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：基礎

「書面・オンライン申請の方式を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法令に従い、書面を提出する方法又はオンラインで申請情報を送信する方法を利用できる。

ア．商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。書面・オンライン申請の方式を区別する。

イ．会社法327条4項は監査等委員会設置会社と監査役等の併置を制限する。監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する。

ウ．会社法327条5項は指名委員会等設置会社に会計監査人設置を求める。指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する。

エ．会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。書面・オンライン申請の方式を区別する。

イ：誤り。この説明は「監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。書面・オンライン申請の方式を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014 登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：標準

「書面申請書の記名押印を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：会社代表者が書面で商業登記を申請する場合の申請書について正しいものはどれか。 結論：申請書には申請人又はその代表者若しくは代理人が法令に従って記名押印する。

ア．商業登記法56条3号二は、会社法207条9項5号の場合に、その金銭債権について記載された会計帳簿を添付書面としている。DES型現物出資の登記添付を理解する。

イ．書面申請では商業登記法17条2項等により記名押印が求められる。書面申請書の記名押印を理解する。

ウ．会社法915条2項は、払込期間を定めた募集株式発行による変更登記について、期間末日現在により末日から2週間以内とする特則を置く。払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する。

エ．自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「DES型現物出資の登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。書面申請では商業登記法17条2項等により記名押印が求められる。書面申請書の記名押印を理解する。

ウ：誤り。この説明は「払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「自己株式処分と登記事項の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。書面申請では商業登記法17条2項等により記名押印が求められる。書面申請書の記名押印を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：標準

「代理人による登記申請を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：代理人による申請は認められ、申請書には原則として代理権限を証する書面を添付する。

ア．商業登記法56条5号は、会社法206条の2第4項の通知があった場合に、株主総会承認を要する場合に該当しないとき、そのことを証する書面を添付対象としている。支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する。

イ．商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。

ウ．商業登記法18条は代理人による申請における権限証書の添付を定める。代理人による登記申請を理解する。

エ．商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履践したこと等を証する書面を要求する。資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法18条は代理人による申請における権限証書の添付を定める。代理人による登記申請を理解する。

エ：誤り。この説明は「資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法18条は代理人による申請における権限証書の添付を定める。代理人による登記申請を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：標準

「会社登記の管轄原則を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：原則として、会社の本店所在地を管轄する登記所が会社登記を取り扱う。

ア．会社法449条6項ただし書は、債権者異議手続が終了していないときは資本金等の減少が効力を生じないとする。債権者保護手続未了と減資の効力を理解する。

イ．一定の同時増減資では会社法447条3項が株主総会決議に代えて取締役の決定又は取締役会決議を認める。株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する。

ウ．会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。準備金減少で定める事項を理解する。

エ．会社登記は本店所在地を基準に管轄が定まる。会社登記の管轄原則を把握する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「債権者保護手続未了と減資の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「準備金減少で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社登記は本店所在地を基準に管轄が定まる。会社登記の管轄原則を把握する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社登記は本店所在地を基準に管轄が定まる。会社登記の管轄原則を把握する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017 登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：標準

「受付制度を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。
結論：登記官は申請を受け付けたとき、受付年月日及び受付番号を記録する。

ア．商業登記法21条は受付に関する処理を定めている。受付制度を理解する。

イ．商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。新株予約権行使登記の添付書面を理解する。

ウ．商業登記法61条は59条1項2号を準用し、株券提出公告等又は株券不発行の証明を求める。株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する。

エ．商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法21条は受付に関する処理を定めている。受付制度を理解する。

イ：誤り。この説明は「新株予約権行使登記の添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法21条は受付に関する処理を定めている。受付制度を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018 登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：標準

「複数申請の登記順序を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：法令上、原則として受付の順序に従って登記が処理される。

ア．商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。

イ．商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。複数申請の登記順序を理解する。

ウ．商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。

エ．商業登記法80条は会社法799条の債権者保護手続の履践を証する書面を添付対象とする。合併の債権者保護手続を証する添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「合併登記で追加公示される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。複数申請の登記順序を理解する。

ウ：誤り。この説明は「吸収合併による変更登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合併の債権者保護手続を証する添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。複数申請の登記順序を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019

登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：応用

「管轄違いが却下事由となることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：管轄違いは商業登記法上の却下事由となる。

ア．商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。

イ．商業登記法87条1項は、異管轄の場合、分割会社側の申請を承継会社又は新設会社の本店所在地管轄登記所を経由してする。異管轄会社分割の経由申請を理解する。

ウ．申請が当該登記所の管轄に属しないことは商業登記法24条の却下事由である。管轄違いが却下事由となることを理解する。

エ．商業登記法87条2項は、会社分割に関係する双方の登記申請を同時にすることを要求する。会社分割関連登記の同時申請を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「異管轄会社分割の経由申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。申請が当該登記所の管轄に属しないことは商業登記法24条の却下事由である。管轄違いが却下事由となることを理解する。

エ：誤り。この説明は「会社分割関連登記の同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。申請が当該登記所の管轄に属しないことは商業登記法24条の却下事由であることを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020

登記総論・申請手続 > 申請人・申請方式 | 難易度：応用

「同時申請義務と却下を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：同時にすべき他の登記の申請を同時にしないことは、商業登記法上の却下事由となる。

ア．商業登記法76条は組織変更後の持分会社の登記で、成立年月日、旧株式会社の商号、組織変更の旨・年月日を登記する。組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する。

イ．商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。

ウ．商業登記法78条1項は組織変更前後の会社の登記を同時申請とする。組織変更前後の登記の同時申請を理解する。

エ．商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。同時申請義務と却下を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「組織変更前後の登記の同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。同時申請義務と却下を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。同時申請義務と却下を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：基礎

「代理権限証書の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：代理人の権限を証する書面

- ア．代理申請では代理権限を証する書面を添付するのが原則である。 代理権限証書の添付を理解する。
- イ．商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。 清算人登記の定款添付を理解する。
- ウ．商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。 定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。
- エ．商業登記法73条3項は、裁判所による選任及び代表清算人の氏名・住所に関する事項を証する書面を要求する。 裁判所選任清算人の登記添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。代理申請では代理権限を証する書面を添付するのが原則である。 代理権限証書の添付を理解する。
- イ：誤り。この説明は「清算人登記の定款添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「裁判所選任清算人の登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。代理申請では代理権限を証する書面を添付するのが原則である。 代理権限証書の添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：基礎

「機関決議を証する議事録の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社の登記事項について株主総会の決議を要する場合、変更登記の申請書に添付すべき書面として正しいものはどれか。 結論：その株主総会の議事録

- ア．法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。 支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。
- イ．商業登記法46条2項は登記事項について株主総会等の決議を要するとき、その議事録の添付を求める。 機関決議を証する議事録の添付を理解する。
- ウ．商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。 他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。
- エ．登記事項は登記前には善意の第三者に対抗できないのが原則である。 商業登記の対第三者効を理解する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法46条2項は登記事項について株主総会等の決議を要するとき、その議事録の添付を求める。 機関決議を証する議事録の添付を理解する。
- ウ：誤り。この説明は「他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「商業登記の対第三者効を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法46条2項は登記事項について株主総会等の決議を要するとき、その議事録の添付を求める。 機関決議を証する議事録の添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：標準

「みなし決議時の添付書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：通常の株主総会議事録に代えて、決議があったものとみなされる場合に該当することを証する書面を添付する。

ア：登記事項証明書的一般公開と異なり、附属書類の閲覧には商業登記法11条の2等の要件がある。登記簿附属書類の閲覧要件を区別する。

イ：商業登記法12条・商業登記規則は提出印鑑についての証明制度を設けている。印鑑証明書制度の前提を理解する。

ウ：商業登記法46条3項はみなし決議の場合の代替証明書面を定める。みなし決議時の添付書面を理解する。

エ：商業登記電子証明書は、会社・法人の代表者等の電子署名に係る本人性等を証明する制度である。商業登記電子証明書の位置づけを理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「登記簿附属書類の閲覧要件を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「印鑑証明書制度の前提を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法46条3項はみなし決議の場合の代替証明書面を定める。みなし決議時の添付書面を理解する。

エ：誤り。この説明は「商業登記電子証明書の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法46条3項はみなし決議の場合の代替証明書面を定める。みなし決議時の添付書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：標準

「書面申請での登記所届出印の扱いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として、登記所に提出している印鑑を申請書に押印する。

ア：商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。書面・オンライン申請の方式を区別する。

イ：書面申請では商業登記法17条2項等により記名押印が求められる。書面申請書の記名押印を理解する。

ウ：商業登記法18条は代理人による申請における権限証書の添付を定める。代理人による登記申請を理解する。

エ：商業登記規則35条の2は、提出印鑑がある場合の書面申請書等への押印を規律している。書面申請での登記所届出印の扱いを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「書面・オンライン申請の方式を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「書面申請書の記名押印を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「代理人による登記申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則35条の2は、提出印鑑がある場合の書面申請書等への押印を規律している。書面申請での登記所届出印の扱いを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則35条の2は、提出印鑑がある場合の書面申請書等への押印を規律している。書面申請での登記所届出印の扱いを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：標準

「委任状への届出印押印を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：原則として、代理権限を証する委任状には登記所に提出している印鑑を押印する。

- ア．商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。委任状への届出印押印を理解する。
- イ．商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。同時申請義務と却下を理解する。
- ウ．代理申請では代理権限を証する書面を添付するのが原則である。代理権限証書の添付を理解する。
- エ．商業登記法46条2項は登記事項について株主総会等の決議を要するとき、その議事録の添付を求める。機関決議を証する議事録の添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。委任状への届出印押印を理解する。
イ：誤り。この説明は「同時申請義務と却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「代理権限証書の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「機関決議を証する議事録の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。委任状への届出印押印を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：標準

「登記官の本人確認調査を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：登記官は、出頭を求めたり質問をしたり、必要な情報の提供を求めるなどして申請権限の有無を調査できる。

- ア．両者は法的機能・利用場面が異なる。電子証明書と登記事項証明書を区別する。
- イ．商業登記法23条の2は登記官による本人確認の調査手段を定める。登記官の本人確認調査を理解する。
- ウ．商業登記規則61条7項は新任の取締役等について本人確認証明書を求める。新任役員の本人確認証明書を理解する。
- エ．商業登記規則61条6項3号は取締役会決議による代表取締役選定時の印鑑証明書を定める。代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「電子証明書と登記事項証明書を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法23条の2は登記官による本人確認の調査手段を定める。登記官の本人確認調査を理解する。
ウ：誤り。この説明は「新任役員の本人確認証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法23条の2は登記官による本人確認の調査手段を定める。登記官の本人確認調査を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：標準

「電子証明書発行請求の申請人を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法令上の要件を満たす会社・法人の代表者等が所定の手続により発行を請求する。

- ア．商業登記法47条2項5号は発起設立等の払込みを証する書面を要求する。払込みを証する書面を理解する。
- イ．商業登記法47条3項は発起人全員の同意又は発起人の一致を要する登記事項について証明書面を求める。発起人全員の同意書面を理解する。
- ウ．商業登記法12条の2等に基づき代表者等が電子証明書の発行を請求する制度がある。電子証明書発行請求の申請人を理解する。
- エ．設立登記では設立時役員の選任を証する書面が必要となる。設立時取締役の選任を証する書面を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「払込みを証する書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「発起人全員の同意書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法12条の2等に基づき代表者等が電子証明書の発行を請求する制度がある。電子証明書発行請求の申請人を理解する。
エ：誤り。この説明は「設立時取締役の選任を証する書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法12条の2等に基づき代表者等が電子証明書の発行を請求する制度がある。電子証明書発行請求の申請人を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：標準

「電子証明書と登記事項証明書を区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：電子証明書は代表者等の電子署名に係る本人性等を電子的に証明するもので、会社の登記事項を一覧表示する登記事項証明書とは役割が異なる。

- ア．商業登記規則61条9項は設立登記等に資本金計上証明書を求める。資本金計上証明書を理解する。
- イ．会社法911条1項は発起設立の設立登記期間を定める。設立登記の法定期間を理解する。
- ウ．会社法49条により株式会社は設立登記によって成立する。株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する。
- エ．両者は法的機能・利用場面が異なる。電子証明書と登記事項証明書を区別する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「資本金計上証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この説明は「設立登記の法定期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。両者は法的機能・利用場面が異なる。電子証明書と登記事項証明書を区別する。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。両者は法的機能・利用場面が異なる。電子証明書と登記事項証明書を区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：応用

「新任役員の本人確認証明書を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：再任を除く就任では、規則上の例外に当たらない限り、就任承諾書に記載した氏名・住所と同一の氏名・住所を記載した公務員作成の証明書等を添付する。

ア．商業登記規則61条7項は新任の取締役等について本人確認証明書を求める。 新任役員の本人確認証明書を理解する。

イ．商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。 合同会社設立時の出資履行証明を理解する。

ウ．合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。 持分会社設立登記の申請人を理解する。

エ．会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。 持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条7項は新任の取締役等について本人確認証明書を求める。 新任役員の本人確認証明書を理解する。

イ：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「持分会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条7項は新任の取締役等について本人確認証明書を求める。 新任役員の本人確認証明書を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030 登記総論・申請手続 > 添付書面・印鑑・電子証明 | 難易度：応用

「代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として、代表取締役選定の取締役会議事録に押印した出席取締役・監査役の印鑑について、市町村長作成の印鑑証明書を添付する。ただし規則所定の例外がある。

ア．商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。 取締役就任登記の基本添付を理解する。

イ．商業登記規則61条6項3号は取締役会決議による代表取締役選定時の印鑑証明書を定める。 代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する。

ウ．商業登記法54条4項は役員等の退任による変更登記に退任を証する書面を求める。 役員退任登記の証明書面を理解する。

エ．商業登記規則61条7項は再任を除く取締役等の就任で本人確認証明書を要求する。 新任取締役の本人確認証明書を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「取締役就任登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条6項3号は取締役会決議による代表取締役選定時の印鑑証明書を定める。 代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する。

ウ：誤り。この説明は「役員退任登記の証明書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「新任取締役の本人確認証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条6項3号は取締役会決議による代表取締役選定時の印鑑証明書を定める。 代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031 設立登記 > 株式会社 | 難易度：基礎

「株式会社設立登記の申請人を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時に会社を代表すべき者

ア．解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。 解任による退任登記の添付を理解する。

イ．商業登記法54条1項と商業登記規則61条7項が適用される。 監査役就任登記の本人確認を理解する。

ウ．商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。 株式会社設立登記の申請人を理解する。

エ．商業登記法54条2項は会計監査人が法人である場合の登記事項証明書を規定する。 法人会計監査人の就任添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「解任による退任登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「監査役就任登記の本人確認を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。 株式会社設立登記の申請人を理解する。

エ：誤り。この説明は「法人会計監査人の就任添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。 株式会社設立登記の申請人を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032 設立登記 > 株式会社 | 難易度：基礎

「設立登記に定款を添付することを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款

ア．商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。 株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

イ．商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。 取締役互選時の印鑑証明を理解する。

ウ．規則61条6項ただし書の省略例外である。 代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する。

エ．商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。 設立登記に定款を添付することを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役互選時の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。 設立登記に定款を添付することを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。 設立登記に定款を添付することを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033 設立登記 > 株式会社 | 難易度：基礎

「募集設立特有の添付書面を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時募集株式の引受けの申込み又は総数引受契約を証する書面

ア．商業登記法47条2項2号は募集設立における株式引受けを証する書面を要求する。 募集設立特有の添付書面を把握する。

イ．商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。 一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。

ウ．会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。 取締役の法定任期を理解する。

エ．会社法332条2項は非公開会社について任期を最長10年まで伸長できる。 非公開会社の取締役任期延長を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条2項2号は募集設立における株式引受けを証する書面を要求する。 募集設立特有の添付書面を把握する。

イ：誤り。この説明は「一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取締役の法定任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「非公開会社の取締役任期延長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条2項2号は募集設立における株式引受けを証する書面を要求する。 募集設立特有の添付書面を把握する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034 設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「変態設立事項がある場合の調査書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：原始定款に現物出資に関する事項が記載され、検査役の調査が行われた株式会社の設立登記について正しいものはどれか。 結論：検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類など、法定の調査関係書面を添付する。

ア．会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。 取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

イ．商業登記法47条2項3号は変態設立事項に関する調査書面等を定める。 変態設立事項がある場合の調査書面を理解する。

ウ．会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。 大会社の会計監査人設置義務を理解する。

エ．会社法327条4項は監査等委員会設置会社と監査役等の併置を制限する。 監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「取締役会設置会社の監査機関原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条2項3号は変態設立事項に関する調査書面等を定める。 変態設立事項がある場合の調査書面を理解する。

ウ：誤り。この説明は「大会社の会計監査人設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条2項3号は変態設立事項に関する調査書面等を定める。 変態設立事項がある場合の調査書面を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035

設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「払込みを証する書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法34条1項の払込みがあったことを証する書面を添付する。

ア．商業登記法56条1号は、募集株式の引受けの申込み又は会社法205条1項の契約を証する書面を掲げている。 募集株式発行登記の基本添付書面を理解する。

イ．商業登記法56条2号は、金銭を出資の目的とするとき、会社法208条1項の払込みがあったことを証する書面の添付を要求する。 金銭出資の払込みを証する添付書面を理解する。

ウ．商業登記法47条2項5号は発起設立等の払込みを証する書面を要求する。 払込みを証する書面を理解する。

エ．商業登記法56条3号ニは、会社法207条9項5号の場合に、その金銭債権について記載された会計帳簿を添付書面としている。 DES型現物出資の登記添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「募集株式発行登記の基本添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「金銭出資の払込みを証する添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条2項5号は発起設立等の払込みを証する書面を要求する。 払込みを証する書面を理解する。

エ：誤り。この説明は「DES型現物出資の登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条2項5号は発起設立等の払込みを証する書面を要求する。 払込みを証する書面を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036

設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「発起人全員の同意書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：発起人全員の同意があったことを証する書面を添付する。

ア．商業登記法56条3号イが検査役の調査報告書及び附属書類を定める。 検査役選任時の現物出資添付書面を理解する。

イ．商業登記法56条4号は、検査役の報告に関する裁判があったときはその謄本を添付する旨を定める。 検査役報告に関する裁判がある場合の添付を理解する。

ウ．商業登記法56条5号は、会社法206条の2第4項の通知があった場合に、株主総会承認を要する場合に該当しないとき、そのことを証する書面を添付対象としている。 支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する。

エ．商業登記法47条3項は発起人全員の同意又は発起人の一致を要する登記事項について証明書面を求める。 発起人全員の同意書面を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「検査役選任時の現物出資添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「検査役報告に関する裁判がある場合の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条3項は発起人全員の同意又は発起人の一致を要する登記事項について証明書面を求める。 発起人全員の同意書面を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条3項は発起人全員の同意又は発起人の一致を要する登記事項について証明書面を求める。 発起人全員の同意書面を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037 設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「設立時取締役の選任を証する書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時取締役の選任を証する書面を添付する。

ア．設立登記では設立時役員の選任を証する書面が必要となる。 設立時取締役の選任を証する書面を理解する。

イ．会社法449条2項3号は、異議期間を1か月以上とする。 資本金等減少の債権者異議期間を理解する。

ウ．会社法449条3項は、官報のほか定款の公告方法に従い日刊新聞紙又は電子公告をした場合の個別催告省略を認める。 二重公告による個別催告省略を理解する。

エ．会社法449条6項ただし書は、債権者異議手続が終了していないときは資本金等の減少が効力を生じないとする。 債権者保護手続未了と減資の効力を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。設立登記では設立時役員の選任を証する書面が必要となる。設立時取締役の選任を証する書面を理解する。

イ：誤り。この説明は「資本金等減少の債権者異議期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「二重公告による個別催告省略を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「債権者保護手続未了と減資の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。設立登記では設立時役員の選任を証する書面が必要となる。設立時取締役の選任を証する書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038 設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「設立時役員の就任承諾書を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面を添付する。

ア．商業登記法65条2号は、払込期日が割当日前のとき、会社法246条1項の払込み等を証する書面を要求する。 新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する。

イ．設立登記では設立時役員の就任承諾を証する書面が必要である。 設立時役員の就任承諾書を理解する。

ウ．会社法915条3項1号は、新株予約権の行使による変更登記について月末現在でまとめて登記できる特則を定める。 新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する。

エ．商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。 新株予約権行使登記の添付書面を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。設立登記では設立時役員の就任承諾を証する書面が必要である。設立時役員の就任承諾書を理解する。

ウ：誤り。この説明は「新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「新株予約権行使登記の添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。設立登記では設立時役員の就任承諾を証する書面が必要である。設立時役員の就任承諾書を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039 設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「設立時代表取締役の選定証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：設立時代表取締役の選定及び就任承諾を証する書面など、法定の書面を添付する。

ア．商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。

イ．会社法911条3項12号は、新株予約権を発行したときの数や内容等を登記事項としている。新株予約権の登記事項を理解する。

ウ．設立時代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。設立時代表取締役の選定証明を理解する。

エ．商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「新株予約権の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。設立時代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。設立時代表取締役の選定証明を理解する。

エ：誤り。この説明は「合併登記で追加公示される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。設立時代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。設立時代表取締役の選定証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040 設立登記 > 株式会社 | 難易度：応用

「設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社の設立時会計監査人として個人の公認会計士を選任した場合の設立登記について正しいものはどれか。 結論：就任承諾書に加え、その者が会計監査人となる資格を有することを証する書面を添付する。

ア．商業登記法83条は合併の同時申請の一方に却下事由があるとき、これらを共に却下する。合併同時申請の一体却下を理解する。

イ．商業登記法84条は、分割した旨と関係会社の商号・本店を双方の登記で公示する。会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する。

ウ．商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。

エ．商業登記法47条2項11号は設立時会計参与・会計監査人について就任承諾・資格証明等を求める。設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「合併同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条2項11号は設立時会計参与・会計監査人について就任承諾・資格証明等を求める。設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条2項11号は設立時会計参与・会計監査人について就任承諾・資格証明等を求める。設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041 設立登記 > 株式会社 | 難易度：応用

「特別取締役による議決の定め

- ア．商業登記法47条2項12号は特別取締
- イ．商業登記法89条1号は株式交換契
- ウ．商業登記法90条は株式移転計画書、
- エ．商業登記法76条は組織変更後の持

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法47条2項12号は特別取締役についての添付書面を定める。特別取締役による議決の定め

イ：誤り。この説明は「株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式移転による設立登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法47条2項12号は特別取締役についての添付書面を定める。特別取締役による議決の定め

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042 設立登記 > 株式会社 | 難易度：応用

- 「資本金計上証明書を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法・会社計算規則に従って資本金の額が計上されたことを証する書面を添付する。
- ア．会社法上の株式移転は、一又は二以上の株式会社が発行済株式全部を新たに設立する株式会社に取得させる制度で、会社法925条がその設立登記を定める。株式移転の完全親会社の会社形態を理解する。
- イ．商業登記規則61条9項は設立登記等に資本金計上証明書を求める。資本金計上証明書を理解する。
- ウ．商業登記法71条は、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記事項とする。解散登記の登記事項を理解する。
- エ．商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。清算人登記の定款添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「株式移転の完全親会社の会社形態を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条9項は設立登記等に資本金計上証明書を求める。資本金計上証明書を理解する。

ウ：誤り。この説明は「解散登記の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「清算人登記の定款添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条9項は設立登記等に資本金計上証明書を求める。資本金計上証明書を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043

設立登記 > 株式会社 | 難易度：基礎

「設立登記の法定期間を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：設立時取締役等の調査が終了した日と発起人が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内

ア：会社法928条1項は法定清算人が就任したときの登記事項と2週間の期間を定める。法定清算人の登記期間・登記事項を理解する。

イ：会社法929条1号は清算株式会社について会社法507条3項の承認の日を起算点とする。清算結了登記の起算点を理解する。

ウ：会社法911条1項は発起設立の設立登記期間を定める。設立登記の法定期間を理解する。

エ：法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「法定清算人の登記期間・登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「清算結了登記の起算点を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条1項は発起設立の設立登記期間を定める。設立登記の法定期間を理解する。

エ：誤り。この説明は「支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条1項は発起設立の設立登記期間を定める。設立登記の法定期間を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044

設立登記 > 株式会社 | 難易度：基礎

「株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：本店所在地において設立の登記をした時

ア：商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。合同会社設立時の出資履行証明を理解する。

イ：合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。持分会社設立登記の申請人を理解する。

ウ：会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。

エ：会社法49条により株式会社は設立登記によって成立する。株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法49条により株式会社は設立登記によって成立する。株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法49条により株式会社は設立登記によって成立する。株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045 設立登記 > 株式会社 | 難易度：標準

「公告方法の登記事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社の公告方法に関する登記について正しいものはどれか。 結論：会社が定款で公告方法を定めたときは、その公告方法が登記事項となる。

- ア．会社法911条3項は公告方法等を登記事項としている。 公告方法の登記事項を理解する。
- イ．商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。 株式会社設立登記の申請人を理解する。
- ウ．商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。 設立登記に定款を添付することを理解する。
- エ．商業登記法47条2項2号は募集設立における株式引受けを証する書面を要求する。 募集設立特有の添付書面を把握する。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項は公告方法等を登記事項としている。 公告方法の登記事項を理解する。
- イ：誤り。この説明は「株式会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「設立登記に定款を添付することを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「募集設立特有の添付書面を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項は公告方法等を登記事項としている。 公告方法の登記事項を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046 設立登記 > 持分会社 | 難易度：基礎

「合名会社設立登記の基本添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款

- ア．商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。 合同会社設立時の出資履行証明を理解する。
- イ．商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。 合名会社設立登記の基本添付を理解する。
- ウ．合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。 持分会社設立登記の申請人を理解する。
- エ．会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。 持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。 合名会社設立登記の基本添付を理解する。
- ウ：誤り。この説明は「持分会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。 合名会社設立登記の基本添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047 設立登記 > 持分会社 | 難易度：標準

「法人が代表社員となる場合の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：合名会社の代表社員が法人である場合の設立登記について正しいものはどれか。 結論：当該法人の登記事項証明書や、その職務を行うべき者の選任・就任承諾を証する書面など、法定の書面を添付する。

ア：登記事項は登記前には善意の第三者に対抗できないのが原則である。商業登記の対第三者効を理解する。

イ：登記後でも、第三者が正当な事由により登記を知らなかった場合には例外的に保護される。登記後の第三者保護の例外を押さえる。

ウ：商業登記法94条2号は法人代表社員に関する添付書面を定める。法人が代表社員となる場合の添付を理解する。

エ：商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。同一本店・同一商号の登記制限を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「商業登記の対第三者効を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「登記後の第三者保護の例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法94条2号は法人代表社員に関する添付書面を定める。法人が代表社員となる場合の添付を理解する。

エ：誤り。この説明は「同一本店・同一商号の登記制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法94条2号は法人代表社員に関する添付書面を定める。法人が代表社員となる場合の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048 設立登記 > 持分会社 | 難易度：標準

「合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付する。

ア：商業登記電子証明書は、会社・法人の代表者等の電子署名に係る本人性等を証明する制度である。商業登記電子証明書の位置づけを理解する。

イ：株式会社では代表取締役の氏名・住所が登記事項となる。株式会社の代表者に関する登記事項を把握する。

ウ：支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。

エ：商業登記法110条は合資会社設立登記の添付として有限責任社員の既履行出資価額の証明を求める。合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「商業登記電子証明書の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式会社の代表者に関する登記事項を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法110条は合資会社設立登記の添付として有限責任社員の既履行出資価額の証明を求める。合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法110条は合資会社設立登記の添付として有限責任社員の既履行出資価額の証明を求める。合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049

設立登記 > 持分会社 | 難易度：標準

「合同会社設立時の出資履行証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：社員の出資に係る払込み及び給付があったことを証する書面を添付する。

ア．商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。 合同会社設立時の出資履行証明を理解する。

イ．商業登記法18条は代理人による申請における権限証書の添付を定める。 代理人による登記申請を理解する。

ウ．会社登記は本店所在地を基準に管轄が定まる。 会社登記の管轄原則を把握する。

エ．商業登記法21条は受付に関する処理を定めている。 受付制度を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。 合同会社設立時の出資履行証明を理解する。

イ：誤り。この説明は「代理人による登記申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「会社登記の管轄原則を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「受付制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。 合同会社設立時の出資履行証明を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050

設立登記 > 持分会社 | 難易度：基礎

「持分会社設立登記の申請人を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：商業登記法の準用規定により、会社を代表すべき者が設立登記を申請する。

ア．商業登記法46条2項は登記事項について株主総会等の決議を要するとき、その議事録の添付を求める。 機関決議を証する議事録の添付を理解する。

イ．合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。 持分会社設立登記の申請人を理解する。

ウ．商業登記法46条3項はみなし決議の場合の代替証明書面を定める。 みなし決議時の添付書面を理解する。

エ．商業登記規則35条の2は、提出印鑑がある場合の書面申請書等への押印を規律している。 書面申請での登記所届出印の扱いを理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「機関決議を証する議事録の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。 持分会社設立登記の申請人を理解する。

ウ：誤り。この説明は「みなし決議時の添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「書面申請での登記所届出印の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。 持分会社設立登記の申請人を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051 設立登記 > 持分会社 | 難易度：基礎

「持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社と持分会社の原始定款の認証について正しいものはどれか。結論：株式会社の原始定款は公証人の認証を要するが、合名会社・合資会社・合同会社の定款には会社法上その認証は要求されない。

ア．商業登記規則61条7項は新任の取締役等について本人確認証明書を求める。新任役員の本人確認証明書を理解する。

イ．商業登記規則61条6項3号は取締役会決議による代表取締役選定時の印鑑証明書を定める。代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する。

ウ．会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。

エ．商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。取締役就任登記の基本添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「新任役員の本人確認証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。

エ：誤り。この説明は「取締役就任登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052 設立登記 > 持分会社 | 難易度：標準

「合同会社の資本金登記を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：資本金の額は合同会社の登記事項となる。

ア．規則61条5項により取締役会設置会社では61条4項の対象が代表取締役等に読み替えられる。取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する。

イ．商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。

ウ．解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。解任による退任登記の添付を理解する。

エ．会社法914条は合同会社について資本金の額を登記事項として定める。合同会社の資本金登記を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「死亡による退任登記の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「解任による退任登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法914条は合同会社について資本金の額を登記事項として定める。合同会社の資本金登記を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法914条は合同会社について資本金の額を登記事項として定める。合同会社の資本金登記を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053 設立登記 > 持分会社 | 難易度：標準

「合名会社と資本金登記の相違を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：合同会社では資本金の額が登記事項であるのに対し、合名会社では株式会社や合同会社と同じ「資本金の額」は法定登記事項とされていない。

- ア．会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。 合名会社と資本金登記の相違を理解する。
- イ．商業登記法54条1項は代表取締役の就任登記に就任承諾書を求める。 代表取締役就任登記の基本添付を理解する。
- ウ．商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。 取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。
- エ．商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。 株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。 合名会社と資本金登記の相違を理解する。
- イ：誤り。この説明は「代表取締役就任登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。 合名会社と資本金登記の相違を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054 設立登記 > 持分会社 | 難易度：応用

「合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：合資会社の設立登記で社員Aを有限責任社員、社員Bを無限責任社員としている場合について正しいものはどれか。 結論：社員の氏名・名称等に加えて、その社員が有限責任社員か無限責任社員かという責任区分が登記事項となる。

- ア．代表取締役は取締役の中から選定されるため、取締役の地位喪失は代表取締役資格にも影響する。 取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する。
- イ．合資会社では社員の責任区分が会社の公示上重要であり会社法913条の登記事項となる。 合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける。
- ウ．代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。 複数代表取締役の登記を理解する。
- エ．商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。 一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。合資会社では社員の責任区分が会社の公示上重要であり会社法913条の登記事項となる。 合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける。
- ウ：誤り。この説明は「複数代表取締役の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。合資会社では社員の責任区分が会社の公示上重要であり会社法913条の登記事項となる。 合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055 設立登記 > 持分会社 | 難易度：応用

「持分会社の成立時期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：いずれも本店所在地において設立の登記をすることによって成立する。

ア．役員が再任された場合も重任として役員変更登記を行う。 重任でも変更登記が必要なことを理解する。

イ．会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。 公開会社の取締役会設置義務を理解する。

ウ．会社法579条は持分会社について設立登記による成立を定める。 持分会社の成立時期を理解する。

エ．会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。 取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「重任でも変更登記が必要なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「公開会社の取締役会設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法579条は持分会社について設立登記による成立を定める。 持分会社の成立時期を理解する。

エ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の監査機関原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法579条は持分会社について設立登記による成立を定める。 持分会社の成立時期を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：基礎

「取締役就任登記の基本添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：取締役が就任を承諾したことを証する書面

ア．合資会社では社員の責任区分が会社の公示上重要であり会社法913条の登記事項となる。 合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける。

イ．会社法579条は持分会社について設立登記による成立を定める。 持分会社の成立時期を理解する。

ウ．商業登記法56条1号は、募集株式の引受けの申込み又は会社法205条1項の契約を証する書面を掲げている。 募集株式発行登記の基本添付書面を理解する。

エ．商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。 取締役就任登記の基本添付を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「持分会社の成立時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「募集株式発行登記の基本添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。 取締役就任登記の基本添付を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。 取締役就任登記の基本添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：基礎

「役員退任登記の証明書を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：退任の原因を証する書面を添付する。

ア．商業登記法54条4項は役員等の退任による変更登記に退任を証する書面を求める。役員退任登記の証明書を理解する。

イ．新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。

ウ．会社法205条1項は総数引受契約の場合に203条・204条を適用しないとし、商業登記法56条1号はその契約を証する書面を掲げる。総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する。

エ．商業登記法56条3号イが検査役の調査報告書及び附属書類を定める。検査役選任時の現物出資添付書面を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条4項は役員等の退任による変更登記に退任を証する書面を求める。役員退任登記の証明書を理解する。

イ：誤り。この説明は「新株発行による登記事項の変動を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「検査役選任時の現物出資添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条4項は役員等の退任による変更登記に退任を証する書面を求める。役員退任登記の証明書を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「新任取締役の本人確認証明書を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：規則所定の例外がない限り、Xの就任承諾書に記載された氏名・住所と同一の氏名・住所を記載した本人確認証明書を添付する。

ア．会社法447条1項は、減少額、準備金とする場合の旨・額、効力発生日を定めるよう要求する。資本金減少決議で定める事項を理解する。

イ．商業登記規則61条7項は再任を除く取締役等の就任で本人確認証明書を要求する。新任取締役の本人確認証明書を理解する。

ウ．会社法447条2項は、減少額が効力発生日の資本金額を超えることを禁止する。資本金減少額の上限を理解する。

エ．会社法449条2項3号は、異議期間を1か月以上とする。資本金等減少の債権者異議期間を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「資本金減少決議で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条7項は再任を除く取締役等の就任で本人確認証明書を要求する。新任取締役の本人確認証明書を理解する。

ウ：誤り。この説明は「資本金減少額の上限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「資本金等減少の債権者異議期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条7項は再任を除く取締役等の就任で本人確認証明書を要求する。新任取締役の本人確認証明書を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059

役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「再任時の本人確認証明書の扱いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：任期満了した取締役Aが同じ株主総会で再び取締役に選任され、重任登記を申請する場合の本人確認証明書について正しいものはどれか。 結論：商業登記規則61条7項の本人確認証明書は「再任を除く」就任を対象としているため、Aの再任では同項による本人確認証明書は不要である。

ア：会社法911条3項は資本金の額を登記事項とするが、資本準備金・利益準備金の額そのものは通常の登記事項ではない。準備金額そのものの登記要否を理解する。

イ：商業登記法65条1号は募集新株予約権の引受けの申込み又は会社法244条1項の契約を証する書面を掲げる。新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する。

ウ：規則61条7項は新任の役員本人確認を目的とし、再任を除外している。再任時の本人確認証明書の扱いを理解する。

エ：商業登記法65条2号は、払込期日が割当日前のとき、会社法246条1項の払込み等を証する書面を要求する。新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「準備金額そのものの登記要否を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。規則61条7項は新任の役員本人確認を目的とし、再任を除外している。再任時の本人確認証明書の扱いを理解する。

エ：誤り。この説明は「新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。規則61条7項は新任の役員本人確認を目的とし、再任を除外している。再任時の本人確認証明書の扱いを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060

役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：市町村長が作成した印鑑証明書を添付する。

ア：商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。

イ：商業登記法64条は定款と当該管理人との契約を証する書面を要求する。株主名簿管理人設置登記の添付を理解する。

ウ：商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。

エ：商業登記規則61条4項は設立時取締役・新任取締役の就任承諾印について印鑑証明書を求める。取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主名簿管理人設置登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条4項は設立時取締役・新任取締役の就任承諾印について印鑑証明書を求める。取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条4項は設立時取締役・新任取締役の就任承諾印について印鑑証明書を求める。取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：取締役会設置会社では同項の印鑑証明対象は原則として新任の代表取締役又は代表執行役に読み替えられ、一般の新任取締役には別途本人確認証明書の規律が問題となる。

ア：規則61条5項により取締役会設置会社では61条4項の対象が代表取締役等に読み替えられる。取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する。

イ：商業登記法82条1項は、合併による解散登記について存続会社又は新設合併設立会社を代表すべき者が消滅会社を代表するとする。合併による解散登記の申請代表者を理解する。

ウ：商業登記法82条3項は合併関連登記の同時申請を要求する。合併関連登記の同時申請を理解する。

エ：商業登記法83条は合併の同時申請の一方に却下事由があるとき、これらを共に却下する。合併同時申請の一体却下を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。規則61条5項により取締役会設置会社では61条4項の対象が代表取締役等に読み替えられる。取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する。

イ：誤り。この説明は「合併による解散登記の申請代表者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「合併関連登記の同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合併同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。規則61条5項により取締役会設置会社では61条4項の対象が代表取締役等に読み替えられる。取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「死亡による退任登記の証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：登記された取締役Dが死亡したため退任登記を申請する場合の添付について正しいものはどれか。 結論：Dの死亡による退任を証することができる公的書面等を添付する。

ア：商業登記法88条1項は、会社分割の関連申請の一つに却下事由があるとき、共に却下する。会社分割同時申請の一体却下を理解する。

イ：商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。

ウ：会社法923条は吸収分割の効力発生日から2週間以内に分割会社・承継会社の変更登記を求める。吸収分割の登記期限を理解する。

エ：商業登記法89条1号は株式交換契約書を添付書面としている。株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「会社分割同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。

ウ：誤り。この説明は「吸収分割の登記期限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「解任による退任登記の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：解任決議が成立したことを証する株主総会議事録等を添付して変更登記を申請する。

ア．商業登記法78条3項は、同時申請の一つに却下事由がある場合に両方を共に却下する。 組織変更同時申請の一体却下を理解する。

イ．株式移転は新設親株式会社を成立させる制度で、会社法925条・商業登記法90条に設立登記が規定される。株式交換は既存親会社を前提とし商業登記法89条が変更登記の添付を定める。 株式移転と株式交換の登記構造の違いを理解する。

ウ．解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。 解任による退任登記の添付を理解する。

エ．会社法上の株式移転は、一又は二以上の株式会社が発行済株式全部を新たに設立する株式会社に取得させる制度で、会社法925条がその設立登記を定める。 株式移転の完全親会社の会社形態を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「組織変更同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式移転と株式交換の登記構造の違いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。 解任による退任登記の添付を理解する。

エ：誤り。この説明は「株式移転の完全親会社の会社形態を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。 解任による退任登記の添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：応用

「監査役就任登記の本人確認を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：就任承諾を証する書面を添付し、再任を除く場合には規則所定の本人確認証明書も原則として必要となる。

ア．商業登記法75条は、会社法507条3項の決算報告承認を証する書面を要求する。 清算結了登記の決算報告承認証明を理解する。

イ．会社法926条は所定の解散事由による解散につき2週間以内の本店所在地での登記を要求する。 解散登記の期間を理解する。

ウ．会社法928条1項は法定清算人が就任したときの登記事項と2週間の期間を定める。 法定清算人の登記期間・登記事項を理解する。

エ．商業登記法54条1項と商業登記規則61条7項が適用される。 監査役就任登記の本人確認を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「清算結了登記の決算報告承認証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「解散登記の期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「法定清算人の登記期間・登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条1項と商業登記規則61条7項が適用される。 監査役就任登記の本人確認を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条1項と商業登記規則61条7項が適用される。 監査役就任登記の本人確認を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065

役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：応用

「法人会計監査人の就任添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：就任承諾書に加え、原則としてGの登記事項証明書を添付する。ただし法定の省略事由がある。

ア．商業登記法54条2項は会計監査人が法人である場合の登記事項証明書を規定する。法人会計監査人の就任添付を理解する。

イ．商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

ウ．商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

エ．商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。取締役互選時の印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条2項は会計監査人が法人である場合の登記事項証明書を規定する。法人会計監査人の就任添付を理解する。

イ：誤り。この説明は「取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役互選時の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条2項は会計監査人が法人である場合の登記事項証明書を規定する。法人会計監査人の就任添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066

役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：標準

「個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：個人を会計参与又は会計監査人として就任登記する場合の添付について正しいものはどれか。 結論：就任承諾書に加え、その者が会社法上の資格を有することを証する書面を添付する。

ア．代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。複数代表取締役の登記を理解する。

イ．商業登記法54条2項3号は個人の会計参与・会計監査人について資格証明を求める。個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

ウ．商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。

エ．会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。取締役の法定任期を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「複数代表取締役の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条2項3号は個人の会計参与・会計監査人について資格証明を求める。個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

ウ：誤り。この説明は「一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役の法定任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条2項3号は個人の会計参与・会計監査人について資格証明を求める。個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067 役員・機関変更 > 就任・退任 | 難易度：応用

「一時会計監査人の就任登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：Hの選任に関する書面、就任承諾書、資格を証する書面等、商業登記法55条所定の書面を添付する。

A：会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。公開会社の取締役会設置義務を理解する。

I：会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

U：商業登記法55条は一時会計監査人の就任登記に必要な添付書面を列举している。一時会計監査人の就任登記添付を理解する。

E：会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

答え・解説

正答：U

A：誤り。この説明は「公開会社の取締役会設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

I：誤り。この説明は「取締役会設置会社の監査機関原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

U：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法55条は一時会計監査人の就任登記に必要な添付書面を列举している。一時会計監査人の就任登記添付を理解する。

E：誤り。この説明は「大会社の会計監査人設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法55条は一時会計監査人の就任登記に必要な添付書面を列举している。一時会計監査人の就任登記添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：基礎

「代表取締役就任登記の基本添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：代表取締役が就任を承諾したことを証する書面

A：会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

I：会社法911条3項は監査役設置会社である旨や監査役の氏名を登記事項としている。監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

U：会社法911条3項は監査役の監査範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある場合、その旨を登記事項とする。監査役の監査範囲限定の登記を理解する。

E：商業登記法54条1項は代表取締役の就任登記に就任承諾書を求める。代表取締役就任登記の基本添付を理解する。

答え・解説

正答：E

A：誤り。この説明は「取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

I：誤り。この説明は「監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

U：誤り。この説明は「監査役 of 監査範囲限定の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

E：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法54条1項は代表取締役の就任登記に就任承諾書を求める。代表取締役就任登記の基本添付を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法54条1項は代表取締役の就任登記に就任承諾書を求める。代表取締役就任登記の基本添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：標準

「取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：選定を証する取締役会議事録を添付し、原則として議事録に押印した出席取締役・監査役の印鑑について市町村長作成の印鑑証明書も添付する。

ア．商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。 取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

イ．商業登記規則61条8項は、所定の代表取締役等の辞任書面の印鑑について証明を求める。 代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する。

ウ．会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。 代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。

エ．代表取締役は取締役の中から選定されるため、取締役の地位喪失は代表取締役資格にも影響する。 取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。 取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

イ：誤り。この説明は「代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「代表取締役の住所が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。 取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：標準

「株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：代表取締役を定めた株主総会議事録を添付し、原則として議長及び出席取締役が議事録に押印した印鑑について印鑑証明書を添付する。

ア．商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。 同一本店・同一商号の登記制限を理解する。

イ．商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。 株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

ウ．商業登記法34条は会社の商号を会社の登記簿にするものとしている。 会社の商号を記録する登記簿を理解する。

エ．商業登記法10条は登記情報の公示制度として、何人にも証明書交付請求を認めている。 登記事項証明書の公開原則を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「同一本店・同一商号の登記制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。 株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

ウ：誤り。この説明は「会社の商号を記録する登記簿を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「登記事項証明書の公開原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。 株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：標準

「取締役互選時の印鑑証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：取締役会を置かない株式会社で、定款の定めに基づき取締役の互選により代表取締役Kを定めた場合の変更登記について正しいものはどれか。 結論：互選を証する書面を添付し、原則としてその書面に押印した取締役の印鑑について市町村長作成の印鑑証明書を添付する。

ア．支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。 現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。

イ．商業登記法14条・15条は当事者申請主義と嘱託による登記を定める。 当事者申請主義を理解する。

ウ．商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。 取締役互選時の印鑑証明を理解する。

エ．商業登記法15条は嘱託による登記を認めている。 嘱託登記の位置づけを理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「当事者申請主義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。 取締役互選時の印鑑証明を理解する。

エ：誤り。この説明は「嘱託登記の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。 取締役互選時の印鑑証明を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：標準

「代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：議事録等に押印された印鑑が、変更前の代表取締役又は代表執行役（取締役を兼ねる者）が登記所に提出している印鑑と同一であるときは、同項の印鑑証明書を省略できる。

ア．商業登記法21条は受付に関する処理を定めている。 受付制度を理解する。

イ．商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。 複数申請の登記順序を理解する。

ウ．申請が当該登記所の管轄に属しないことは商業登記法24条の却下事由である。 管轄違いが却下事由となることを理解する。

エ．規則61条6項ただし書の省略例外である。 代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「受付制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「複数申請の登記順序を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「管轄違いが却下事由となることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。規則61条6項ただし書の省略例外である。 代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。規則61条6項ただし書の省略例外である。 代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：応用

「代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として、辞任届に押印した印鑑について市町村長作成の印鑑証明書を添付する。

- ア．商業登記規則61条8項は、所定の代表取締役等の辞任書面の印鑑について証明を求める。代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する。
- イ．商業登記規則35条の2は、提出印鑑がある場合の書面申請書等への押印を規律している。書面申請での登記所届出印の扱いを理解する。
- ウ．商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。委任状への届出印押印を理解する。
- エ．商業登記法23条の2は登記官による本人確認の調査手段を定める。登記官の本人確認調査を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則61条8項は、所定の代表取締役等の辞任書面の印鑑について証明を求める。代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する。
イ：誤り。この説明は「書面申請での登記所届出印の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「委任状への届出印押印を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「登記官の本人確認調査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則61条8項は、所定の代表取締役等の辞任書面の印鑑について証明を求める。代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：基礎

「代表取締役の住所が登記事項であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：氏名及び住所

- ア．商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。株式会社設立登記の申請人を理解する。
- イ．会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。
- ウ．商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。設立登記に定款を添付することを理解する。
- エ．商業登記法47条2項2号は募集設立における株式引受けを証する書面を要求する。募集設立特有の添付書面を把握する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「株式会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。
ウ：誤り。この説明は「設立登記に定款を添付することを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「募集設立特有の添付書面を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：応用

「取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：Mは取締役としての地位を失うことにより代表取締役の基礎資格も失うため、取締役退任と代表取締役退任の登記が問題となる。

ア．設立登記では設立時役員の就任承諾を証する書面が必要である。 設立時役員の就任承諾書を理解する。

イ．設立時代代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。 設立時代代表取締役の選定証明を理解する。

ウ．代表取締役は取締役の中から選定されるため、取締役の地位喪失は代表取締役資格にも影響する。 取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する。

エ．商業登記法47条2項11号は設立時会計参与・会計監査人について就任承諾・資格証明等を求める。 設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「設立時役員の就任承諾書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「設立時代代表取締役の選定証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。代表取締役は取締役の中から選定されるため、取締役の地位喪失は代表取締役資格にも影響する。 取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する。

エ：誤り。この説明は「設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。代表取締役は取締役の中から選定されるため、取締役の地位喪失は代表取締役資格にも影響する。 取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：標準

「複数代表取締役の登記を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：法令上の要件を満たして2名が代表取締役となっているなら、各代表取締役の氏名・住所を登記する。

ア．会社法911条3項は公告方法等を登記事項としている。 公告方法の登記事項を理解する。

イ．商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。 合名会社設立登記の基本添付を理解する。

ウ．商業登記法94条2号は法人代表社員に関する添付書面を定める。 法人が代表社員となる場合の添付を理解する。

エ．代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。 複数代表取締役の登記を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「公告方法の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「合名会社設立登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「法人が代表社員となる場合の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。 複数代表取締役の登記を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。 複数代表取締役の登記を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077 役員・機関変更 > 代表者 | 難易度：応用

「一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：代表取締役に欠員が生じ、裁判所が一時代表取締役の職務を行うべき者を選任した場合の商業登記について正しいものはどれか。 結論：一時代表取締役の職務を行うべき者に関する登記が行われ、その後通常の代表取締役が就任したときは規則に従い一時代表者の登記に抹消記号が記録される。

- ア．商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。
- イ．会社法914条は合同会社について資本金の額を登記事項として定める。合同会社の資本金登記を理解する。
- ウ．会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。合名会社と資本金登記の相違を理解する。
- エ．合資会社では社員の責任区分が会社の公示上重要であり会社法913条の登記事項となる。合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。
 - イ：誤り。この説明は「合同会社の資本金登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - ウ：誤り。この説明は「合名会社と資本金登記の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：誤り。この説明は「合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：基礎

「取締役の法定任期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

- ア．会社法915条2項は、払込期間を定めた募集株式発行による変更登記について、期間末日現在により末日から2週間以内とする特則を置く。払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する。
- イ．会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。取締役の法定任期を理解する。
- ウ．自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。
- エ．新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。取締役の法定任期を理解する。
 - ウ：誤り。この説明は「自己株式処分と登記事項の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
 - エ：誤り。この説明は「新株発行による登記事項の変動を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。取締役の法定任期を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079

役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：基礎

「非公開会社の取締役任期延長を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款で、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度の最終の定時株主総会終結時まで伸長できる。

ア．商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。 準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。

イ．商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履践したこと等を証する書面を要求する。 資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。

ウ．会社法332条2項は非公開会社について任期を最長10年まで伸長できる。 非公開会社の取締役任期延長を理解する。

エ．会社法447条1項は、減少額、準備金とする場合の旨・額、効力発生日を定めるよう要求する。 資本金減少決議で定める事項を理解する。

0080

役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：基礎

「監査役の法定任期を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

ア．一定の同時増減資では会社法447条3項が株主総会決議に代えて取締役の決定又は取締役会決議を認める。 株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する。

イ．会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。 準備金減少で定める事項を理解する。

ウ．会社法911条3項は資本金の額を登記事項とするが、資本準備金・利益準備金の額そのものは通常の登記事項ではない。 準備金額そのものの登記要否を理解する。

エ．会社法336条1項が監査役任期を定める。 監査役の法定任期を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法332条2項は非公開会社について任期を最長10年まで伸長できる。 非公開会社の取締役任期延長を理解する。

エ：誤り。この説明は「資本金減少決議で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法332条2項は非公開会社について任期を最長10年まで伸長できる。 非公開会社の取締役任期延長を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「準備金減少で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「準備金額そのものの登記要否を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法336条1項が監査役任期を定める。 監査役の法定任期を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法336条1項が監査役任期を定める。 監査役の法定任期を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：基礎

「非公開会社の監査役任期延長を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款により、選任後10年以内に終了する事業年度の最終の定時株主総会終結時まで伸長できる。

ア：会社法336条2項は非公開会社の監査役任期について10年までの伸長を認める。非公開会社の監査役任期延長を理解する。

イ：商業登記法61条は59条1項2号を準用し、株券提出公告等又は株券不発行の証明を求める。株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する。

ウ：商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。

エ：商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法336条2項は非公開会社の監査役任期について10年までの伸長を認める。非公開会社の監査役任期延長を理解する。

イ：誤り。この説明は「株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法336条2項は非公開会社の監査役任期について10年までの伸長を認める。非公開会社の監査役任期延長を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：応用

「重任でも変更登記が必要なことを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：同一人物が続けて就任する場合でも任期満了と再任という身分変動があるため、重任の変更登記を申請する。

ア：商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。

イ：役員が再任された場合も重任として役員変更登記を行う。重任でも変更登記が必要なことを理解する。

ウ：商業登記法80条は会社法799条の債権者保護手続の履践を証する書面を添付対象とする。合併の債権者保護手続を証する添付を理解する。

エ：商業登記法82条1項は、合併による解散登記について存続会社又は新設合併設立会社を代表すべき者が消滅会社を代表するとする。合併による解散登記の申請代表者を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「吸収合併による変更登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。役員が再任された場合も重任として役員変更登記を行う。重任でも変更登記が必要なことを理解する。

ウ：誤り。この説明は「合併の債権者保護手続を証する添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合併による解散登記の申請代表者を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。役員が再任された場合も重任として役員変更登記を行う。重任でも変更登記が必要なことを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「公開会社の取締役会設置義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：公開会社は取締役会を置かなければならない。

ア：商業登記法87条1項は、異管轄の場合、分割会社側の申請を承継会社又は新設会社の本店所在地管轄登記所を経由してする。異管轄会社分割の経由申請を理解する。

イ：商業登記法87条2項は、会社分割に関係する双方の登記申請を同時にすることを要求する。会社分割関連登記の同時申請を理解する。

ウ：会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。公開会社の取締役会設置義務を理解する。

エ：商業登記法88条1項は、会社分割の関連申請の一つに却下事由があるとき、共に却下する。会社分割同時申請の一体却下を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「異管轄会社分割の経由申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「会社分割関連登記の同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。公開会社の取締役会設置義務を理解する。

エ：誤り。この説明は「会社分割同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。公開会社の取締役会設置義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「取締役会設置会社の監査機関原則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：原則として監査役を置かなければならないが、公開会社でない会計参与設置会社など会社法所定の例外がある。

ア：商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。

イ：商業登記法78条1項は組織変更前後の会社の登記を同時申請とする。組織変更前後の登記の同時申請を理解する。

ウ：商業登記法78条3項は、同時申請の一つに却下事由がある場合に両方を共に却下する。組織変更同時申請の一体却下を理解する。

エ：会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「組織変更前後の登記の同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「組織変更同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「大会社の会計監査人設置義務を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法上、大会社には原則として会計監査人の設置が求められる。

ア．会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

イ．商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。

ウ．商業登記法73条3項は、裁判所による選任及び代表清算人の氏名・住所に関する事項を証する書面を要求する。裁判所選任清算人の登記添付を理解する。

エ．商業登記法75条は、会社法507条3項の決算報告承認を証する書面を要求する。清算結了登記の決算報告承認証明を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

イ：誤り。この説明は「定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「裁判所選任清算人の登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「清算結了登記の決算報告承認証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。大会社の会計監査人設置義務を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：監査等委員会設置会社は監査役を置くことができない。

ア．商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。

イ．会社法327条4項は監査等委員会設置会社と監査役等の併置を制限する。監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する。

ウ．商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。取締役就任登記の基本添付を理解する。

エ．商業登記法54条4項は役員等の退任による変更登記に退任を証する書面を求める。役員退任登記の証明書面を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法327条4項は監査等委員会設置会社と監査役等の併置を制限する。監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する。

ウ：誤り。この説明は「取締役就任登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「役員退任登記の証明書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法327条4項は監査等委員会設置会社と監査役等の併置を制限する。監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会計監査人を置かなければならない。

ア．商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。

イ．解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。解任による退任登記の添付を理解する。

ウ．会社法327条5項は指名委員会等設置会社に会計監査人設置を求める。指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する。

エ．商業登記法54条1項と商業登記規則61条7項が適用される。監査役就任登記の本人確認を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「死亡による退任登記の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「解任による退任登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法327条5項は指名委員会等設置会社に会計監査人設置を求める。指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する。

エ：誤り。この説明は「監査役就任登記の本人確認を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法327条5項は指名委員会等設置会社に会計監査人設置を求める。指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：取締役会設置会社である旨が登記事項となる。

ア．商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

イ．商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

ウ．商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。取締役互選時の印鑑証明を理解する。

エ．会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取締役互選時の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：標準

「監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：監査役設置会社である旨及び監査役の氏名などが登記事項となる。

ア．会社法911条3項は監査役設置会社である旨や監査役の氏名を登記事項としている。 監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

イ．代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。 複数代表取締役の登記を理解する。

ウ．商業登記規則68条は一時代取締役等の登記の処理を定める。 一時代取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。

エ．会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。 取締役の法定任期を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項は監査役設置会社である旨や監査役の氏名を登記事項としている。 監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

イ：誤り。この説明は「複数代表取締役の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「一時代取締役の職務を行うべき者の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役の法定任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項は監査役設置会社である旨や監査役の氏名を登記事項としている。 監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090 役員・機関変更 > 任期・重任・機関設計 | 難易度：応用

「監査役 of 監査範囲限定の登記を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：非公開会社で、監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨 of 定款 of 定めがある場合 of 登記について正しいものはどれか。 結論：その定款 of 定めがある旨は会社法上の登記事項となる。

ア．会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。 公開会社の取締役会設置義務を理解する。

イ．会社法911条3項は監査役 of 監査範囲を会計に限定する旨 of 定款 of 定めがある場合、その旨を登記事項とする。 監査役 of 監査範囲限定の登記を理解する。

ウ．会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。 取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

エ．会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。 大会社の会計監査人設置義務を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「公開会社の取締役会設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項は監査役 of 監査範囲を会計に限定する旨 of 定款 of 定めがある場合、その旨を登記事項とする。 監査役 of 監査範囲限定の登記を理解する。

ウ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の監査機関原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「大会社の会計監査人設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項は監査役 of 監査範囲を会計に限定する旨 of 定款 of 定めがある場合、その旨を登記事項とする。 監査役 of 監査範囲限定の登記を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：基礎

「募集株式発行登記の基本添付書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：募集株式の引受けの申込み又は会社法205条1項の総数引受契約を証する書面

ア．登記事項証明書的一般公開と異なり、附属書類の閲覧には商業登記法11条の2等の要件がある。登記簿附属書類の閲覧要件を区別する。

イ．商業登記法12条・商業登記規則は提出印鑑についての証明制度を設けている。印鑑証明書制度の前提を理解する。

ウ．商業登記法56条1号は、募集株式の引受けの申込み又は会社法205条1項の契約を証する書面を掲げている。募集株式発行登記の基本添付書面を理解する。

エ．商業登記電子証明書は、会社・法人の代表者等の電子署名に係る本人性等を証明する制度である。商業登記電子証明書の位置づけを理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「登記簿附属書類の閲覧要件を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「印鑑証明書制度の前提を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法56条1号は、募集株式の引受けの申込み又は会社法205条1項の契約を証する書面を掲げている。募集株式発行登記の基本添付書面を理解する。

エ：誤り。この説明は「商業登記電子証明書の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法56条1号は、募集株式の引受けの申込み又は会社法205条1項の契約を証する書面を掲げている。募集株式発行登記の基本添付書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：標準

「金銭出資の払込みを証する添付書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法208条1項の払込みがあったことを証する書面を添付する。

ア．商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。書面・オンライン申請の方式を区別する。

イ．書面申請では商業登記法17条2項等により記名押印が求められる。書面申請書の記名押印を理解する。

ウ．商業登記法18条は代理人による申請における権限証書の添付を定める。代理人による登記申請を理解する。

エ．商業登記法56条2号は、金銭を出資の目的とするとき、会社法208条1項の払込みがあったことを証する書面の添付を要求する。金銭出資の払込みを証する添付書面を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「書面・オンライン申請の方式を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「書面申請書の記名押印を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「代理人による登記申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法56条2号は、金銭を出資の目的とするとき、会社法208条1項の払込みがあったことを証する書面の添付を要求する。金銭出資の払込みを証する添付書面を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法56条2号は、金銭を出資の目的とするとき、会社法208条1項の払込みがあったことを証する書面の添付を要求する。金銭出資の払込みを証する添付書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：標準

「DES型現物出資の登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社Aが、Aに対する弁済期到来済みの金銭債権を現物出資財産とする募集株式を発行し、会社法207条9項5号の適用を受ける。登記添付書面として適切なものはどれか。 結論：当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付する。

ア．商業登記法56条3号ニは、会社法207条9項5号の場合に、その金銭債権について記載された会計帳簿を添付書面としている。DES型現物出資の登記添付を理解する。

イ．商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。同時申請義務と却下を理解する。

ウ．代理申請では代理権限を証する書面を添付するのが原則である。代理権限証書の添付を理解する。

エ．商業登記法46条2項は登記事項について株主総会等の決議を要するとき、その議事録の添付を求める。機関決議を証する議事録の添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法56条3号ニは、会社法207条9項5号の場合に、その金銭債権について記載された会計帳簿を添付書面としている。DES型現物出資の登記添付を理解する。

イ：誤り。この説明は「同時申請義務と却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「代理権限証書の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「機関決議を証する議事録の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法56条3号ニは、会社法207条9項5号の場合に、その金銭債権について記載された会計帳簿を添付書面としている。DES型現物出資の登記添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：基礎

「払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集株式の発行について会社法199条1項4号の「期間」を定めた場合の変更登記の期限に関する説明として正しいものはどれか。 結論：当該期間の末日現在により、その末日から2週間以内に変更登記をすれば足りる。

ア．商業登記法12条の2等に基づき代表者等が電子証明書の発行を請求する制度がある。電子証明書発行請求の申請人を理解する。

イ．会社法915条2項は、払込期間を定めた募集株式発行による変更登記について、期間末日現在により末日から2週間以内とする特則を置く。払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する。

ウ．両者は法的機能・利用場面が異なる。電子証明書と登記事項証明書を区別する。

エ．商業登記規則61条7項は新任の取締役等について本人確認証明書を求める。新任役員の本人確認証明書を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「電子証明書発行請求の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法915条2項は、払込期間を定めた募集株式発行による変更登記について、期間末日現在により末日から2週間以内とする特則を置く。払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する。

ウ：誤り。この説明は「電子証明書と登記事項証明書を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「新任役員の本人確認証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法915条2項は、払込期間を定めた募集株式発行による変更登記について、期間末日現在により末日から2週間以内とする特則を置く。払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：標準

「自己株式処分と登記事項の関係を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社Aが募集株式の方法により自己株式のみを処分し、新株の発行はなく、資本金その他の登記事項にも変更が生じない。この場合の商業登記について正しいものはどれか。結論：自己株式の処分だけで登記事項に変更がなければ、その処分のみを原因とする変更登記は生じない。

ア．商業登記法47条2項3号は変態設立事項に関する調査書面等を定める。変態設立事項がある場合の調査書面を理解する。

イ．商業登記法47条2項5号は発起設立等の払込みを証する書面を要求する。払込みを証する書面を理解する。

ウ．自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。

エ．商業登記法47条3項は発起人全員の同意又は発起人の一致を要する登記事項について証明書面を求める。発起人全員の同意書面を理解する。

0096 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：応用

「新株発行による登記事項の変動を把握する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：発行済株式の総数や資本金の額など、実際に変更した登記事項について変更登記をする。

ア．商業登記法47条2項12号は特別取締役についての添付書面を定める。特別取締役による議決の定めを登記添付を理解する。

イ．商業登記規則61条9項は設立登記等に資本金計上証明書を求める。資本金計上証明書を理解する。

ウ．会社法911条1項は発起設立の設立登記期間を定める。設立登記の法定期間を理解する。

エ．新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「変態設立事項がある場合の調査書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「払込みを証する書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。

エ：誤り。この説明は「発起人全員の同意書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「特別取締役による議決の定めを登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「資本金計上証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「設立登記の法定期間を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：基礎

「総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：募集株式を引き受けようとする者が、その総数の引受けを行う契約を締結した場合の扱いとして正しいものはどれか。結論：会社法203条・204条の申込み及び割当てに関する規定は適用されず、登記では当該契約を証する書面を用いることができる。

- ア．会社法205条1項は総数引受契約の場合に203条・204条を適用しないとし、商業登記法56条1号はその契約を証する書面を掲げる。総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する。
- イ．商業登記法110条は合資会社設立登記の添付として有限責任社員の既履行出資価額の証明を求める。合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する。
- ウ．商業登記法117条は会社法578条に基づく出資履行を証する書面を求める。合同会社設立時の出資履行証明を理解する。
- エ．合資会社・合同会社では47条1項等が準用され、会社を代表すべき者が申請人となる。持分会社設立登記の申請人を理解する。

0098 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：標準

「検査役選任時の現物出資添付書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：募集株式の現物出資について裁判所が検査役を選任した場合、変更登記の添付書面として正しいものはどれか。結論：検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付する。

- ア．会社法579条は持分会社について設立登記による成立を定める。持分会社の成立時期を理解する。
- イ．商業登記法56条3号イが検査役の調査報告書及び附属書類を定める。検査役選任時の現物出資添付書面を理解する。
- ウ．商業登記法54条1項は取締役等の就任登記に就任承諾書を求める。取締役就任登記の基本添付を理解する。
- エ．商業登記法54条4項は役員等の退任による変更登記に退任を証する書面を求める。役員退任登記の証明書面を理解する。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法205条1項は総数引受契約の場合に203条・204条を適用しないとし、商業登記法56条1号はその契約を証する書面を掲げる。総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する。
- イ：誤り。この説明は「合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「合同会社設立時の出資履行証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「持分会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法205条1項は総数引受契約の場合に203条・204条を適用しないとし、商業登記法56条1号はその契約を証する書面を掲げる。総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「持分会社の成立時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法56条3号イが検査役の調査報告書及び附属書類を定める。検査役選任時の現物出資添付書面を理解する。
- ウ：誤り。この説明は「取締役就任登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「役員退任登記の証明書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法56条3号イが検査役の調査報告書及び附属書類を定める。検査役選任時の現物出資添付書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：標準

「検査役報告に関する裁判がある場合の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：募集株式の現物出資に関する検査役の報告について裁判があった場合、商業登記法56条上の添付書面として正しいものはどれか。 結論：その裁判の謄本を添付する。

ア．商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。

イ．解任は退任原因であり、株主総会決議を要する場合はその議事録が証明書面となる。解任による退任登記の添付を理解する。

ウ．商業登記法56条4号は、検査役の報告に関する裁判があったときはその謄本を添付する旨を定める。検査役報告に関する裁判がある場合の添付を理解する。

エ．商業登記法54条1項と商業登記規則61条7項が適用される。監査役就任登記の本人確認を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「死亡による退任登記の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「解任による退任登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法56条4号は、検査役の報告に関する裁判があったときはその謄本を添付する旨を定める。検査役報告に関する裁判がある場合の添付を理解する。

エ：誤り。この説明は「監査役就任登記の本人確認を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法56条4号は、検査役の報告に関する裁判があったときはその謄本を添付する旨を定める。検査役報告に関する裁判がある場合の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100 株式・資本 > 募集株式 | 難易度：応用

「支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株主総会承認を要する場合に該当しないことを証する書面が法定の添付対象となり得る。

ア．商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

イ．商業登記規則61条6項1号がこの場合の印鑑証明を定める。株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

ウ．商業登記規則61条6項2号が取締役互選による代表取締役選定を規律する。取締役互選時の印鑑証明を理解する。

エ．商業登記法56条5号は、会社法206条の2第4項の通知があった場合に、株主総会承認を要する場合に該当しないとき、そのことを証する書面を添付対象としている。支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主総会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「取締役互選時の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法56条5号は、会社法206条の2第4項の通知があった場合に、株主総会承認を要する場合に該当しないとき、そのことを証する書面を添付対象としている。支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法56条5号は、会社法206条の2第4項の通知があった場合に、株主総会承認を要する場合に該当しないとき、そのことを証する書面を添付対象としている。支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：基礎

「準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：減少に係る資本準備金、利益準備金又は剰余金の額が計上されていたことを証する書面

ア．商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。

イ．代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。複数代表取締役の登記を理解する。

ウ．商業登記規則68条は一時代表取締役等の登記の処理を定める。一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する。

エ．会社法332条1項が取締役任期の原則を定める。取締役の法定任期を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。

イ：誤り。この説明は「複数代表取締役の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「一時代表取締役の職務を行うべき者の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役の法定任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：標準

「資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法449条の公告・催告等の債権者異議手続をしたこと等を証する書面

ア．会社法327条1項は公開会社が取締役会設置を要求する。公開会社が取締役会設置義務を理解する。

イ．商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履行したこと等を証する書面を要求する。資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。

ウ．会社法327条2項は取締役会設置会社の監査役設置を原則とし例外を設ける。取締役会設置会社の監査機関原則を理解する。

エ．会社法328条は大会社に会計監査人設置を要求する。大会社の会計監査人設置義務を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「公開会社が取締役会設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履行したこと等を証する書面を要求する。資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。

ウ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の監査機関原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「大会社の会計監査人設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履行したこと等を証する書面を要求する。資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：標準

「資本金減少決議で定める事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：減少する資本金の額、準備金に振り替える場合の旨・額、効力発生日

ア．会社法911条3項は監査役の監査範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある場合、その旨を登記事項とする。監査役の監査範囲限定の登記を理解する。

イ．商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。

ウ．会社法447条1項は、減少額、準備金とする場合の旨・額、効力発生日を定めるよう要求する。資本金減少決議で定める事項を理解する。

エ．商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「監査役の監査範囲限定の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「合併登記で追加公示される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法447条1項は、減少額、準備金とする場合の旨・額、効力発生日を定めるよう要求する。資本金減少決議で定める事項を理解する。

エ：誤り。この説明は「吸収合併による変更登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法447条1項は、減少額、準備金とする場合の旨・額、効力発生日を定めるよう要求する。資本金減少決議で定める事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：基礎

「資本金減少額の上限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：減少する資本金の額は、効力発生日における資本金の額を超えることができない。

ア．商業登記法84条は、分割した旨と関係会社の商号・本店を双方の登記で公示する。会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する。

イ．商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。

ウ．商業登記法87条1項は、異管轄の場合、分割会社側の申請を承継会社又は新設会社の本店所在地管轄登記所を経由してする。異管轄会社分割の経由申請を理解する。

エ．会社法447条2項は、減少額が効力発生日の資本金額を超えることを禁止する。資本金減少額の上限を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「異管轄会社分割の経由申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法447条2項は、減少額が効力発生日の資本金額を超えることを禁止する。資本金減少額の上限を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法447条2項は、減少額が効力発生日の資本金額を超えることを禁止する。資本金減少額の上限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：標準

「資本金等減少の債権者異議期間を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：債権者が異議を述べることができる期間は1か月を下ることができない。

ア：会社法449条2項3号は、異議期間を1か月以上とする。資本金等減少の債権者異議期間を理解する。

イ：商業登記法90条は株式移転計画書、定款、設立関係書面等を添付対象とする。株式移転による設立登記の基本添付を理解する。

ウ：商業登記法76条は組織変更後の持分会社の登記で、成立年月日、旧株式会社の商号、組織変更の旨・年月日を登記する。組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する。

エ：商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法449条2項3号は、異議期間を1か月以上とする。資本金等減少の債権者異議期間を理解する。

イ：誤り。この説明は「株式移転による設立登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法449条2項3号は、異議期間を1か月以上とする。資本金等減少の債権者異議期間を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：応用

「二重公告による個別催告省略を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：官報公告に加え、定款所定の日刊新聞紙又は電子公告による公告をした場合、会社法449条3項により個別催告を省略できる。

ア：商業登記法71条は、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記事項とする。解散登記の登記事項を理解する。

イ：会社法449条3項は、官報のほか定款の公告方法に従い日刊新聞紙又は電子公告をした場合の個別催告省略を認める。二重公告による個別催告省略を理解する。

ウ：商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。清算人登記の定款添付を理解する。

エ：商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「解散登記の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法449条3項は、官報のほか定款の公告方法に従い日刊新聞紙又は電子公告をした場合の個別催告省略を認める。二重公告による個別催告省略を理解する。

ウ：誤り。この説明は「清算人登記の定款添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法449条3項は、官報のほか定款の公告方法に従い日刊新聞紙又は電子公告をした場合の個別催告省略を認める。二重公告による個別催告省略を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：基礎

「債権者保護手続未了と減資の効力を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：債権者異議手続が終了していない限り、予定した日が到来しても減資は効力を生じない。

- ア．会社法929条1号は清算株式会社について会社法507条3項の承認の日を起算点とする。清算結了登記の起算点を理解する。
- イ．法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。
- ウ．会社法449条6項ただし書は、債権者異議手続が終了していないときは資本金等の減少が効力を生じないとする。債権者保護手続未了と減資の効力を理解する。
- エ．商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。この説明は「清算結了登記の起算点を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法449条6項ただし書は、債権者異議手続が終了していないときは資本金等の減少が効力を生じないとする。債権者保護手続未了と減資の効力を理解する。
- エ：誤り。この説明は「他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法449条6項ただし書は、債権者異議手続が終了していないときは資本金等の減少が効力を生じないとする。債権者保護手続未了と減資の効力を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：標準

「株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法447条3項により、取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会決議）で減資事項を定める特則がある。

- ア．自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。
- イ．新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。
- ウ．会社法205条1項は総数引受契約の場合に203条・204条を適用しないとし、商業登記法56条1号はその契約を証する書面を掲げる。総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する。
- エ．一定の同時増減資では会社法447条3項が株主総会決議に代えて取締役の決定又は取締役会決議を認める。株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この説明は「自己株式処分と登記事項の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「新株発行による登記事項の変動を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。一定の同時増減資では会社法447条3項が株主総会決議に代えて取締役の決定又は取締役会決議を認める。株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。一定の同時増減資では会社法447条3項が株主総会決議に代えて取締役の決定又は取締役会決議を認める。株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：標準

「準備金減少で定める事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：減少する準備金の額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日

ア：会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。 準備金減少で定める事項を理解する。

イ：商業登記法65条2号は、払込期日が割当日前のとき、会社法246条1項の払込み等を証する書面を要求する。 新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する。

ウ：会社法915条3項1号は、新株予約権の行使による変更登記について月末現在でまとめて登記できる特則を定める。 新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する。

エ：商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。 新株予約権行使登記の添付書面を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。 準備金減少で定める事項を理解する。

イ：誤り。この説明は「新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「新株予約権行使登記の添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。 準備金減少で定める事項を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110 株式・資本 > 資本金・準備金・減資 | 難易度：応用

「準備金額そのものの登記要否を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社が資本準備金のみを減少し、資本金額その他の登記事項には一切変更が生じない場合の商業登記について正しいものはどれか。 結論：資本準備金の額自体は株式会社の通常の登記事項ではないため、その減少だけでは変更登記の対象にならない。

ア：商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。 取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。

イ：会社法911条3項は資本金の額を登記事項とするが、資本準備金・利益準備金の額そのものは通常の登記事項ではない。 準備金額そのものの登記要否を理解する。

ウ：会社法911条3項12号は、新株予約権を発行したときの数や内容等を登記事項としている。 新株予約権の登記事項を理解する。

エ：商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。 準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項は資本金の額を登記事項とするが、資本準備金・利益準備金の額そのものは通常の登記事項ではない。 準備金額そのものの登記要否を理解する。

ウ：誤り。この説明は「新株予約権の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項は資本金の額を登記事項とするが、資本準備金・利益準備金の額そのものは通常の登記事項ではない。 準備金額そのものの登記要否を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：基礎

「新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：募集新株予約権の引受けの申込み又は会社法244条1項の契約を証する書面

ア．商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。

イ．商業登記法64条は定款と当該管理人との契約を証する書面を要求する。株主名簿管理人設置登記の添付を理解する。

ウ．商業登記法65条1号は募集新株予約権の引受けの申込み又は会社法244条1項の契約を証する書面掲げる。新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する。

エ．商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株主名簿管理人設置登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法65条1号は募集新株予約権の引受けの申込み又は会社法244条1項の契約を証する書面掲げる。新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する。

エ：誤り。この説明は「取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法65条1号は募集新株予約権の引受けの申込み又は会社法244条1項の契約を証する書面掲げる。新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：標準

「新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法246条1項の払込み等があったことを証する書面を添付する。

ア．商業登記法34条は会社の商号を会社の登記簿にするものとしている。会社の商号を記録する登記簿を理解する。

イ．商業登記法10条は登記情報の公示制度として、何人にも証明書交付請求を認めている。登記事項証明書の公開原則を理解する。

ウ．登記事項証明書の一般公開と異なり、附属書類の閲覧には商業登記法11条の2等の要件がある。登記簿附属書類の閲覧要件を区別する。

エ．商業登記法65条2号は、払込期日が割当日前のとき、会社法246条1項の払込み等を証する書面を要求する。新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「会社の商号を記録する登記簿を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「登記事項証明書の公開原則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「登記簿附属書類の閲覧要件を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法65条2号は、払込期日が割当日前のとき、会社法246条1項の払込み等を証する書面を要求する。新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法65条2号は、払込期日が割当日前のとき、会社法246条1項の払込み等を証する書面を要求する。新株予約権の払込期日が割当日前の場合の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：標準

「新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：新株予約権の行使による変更登記の期限に関する特則として正しいものはどれか。 結論：毎月末日現在により、その末日から2週間以内に登記をすれば足りる。

- ア．会社法915条3項1号は、新株予約権の行使による変更登記について月末現在でまとめて登記できる特則を定める。新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する。
- イ．商業登記法14条・15条は当事者申請主義と囑託による登記を定める。当事者申請主義を理解する。
- ウ．商業登記法15条は囑託による登記を認めている。囑託登記の位置づけを理解する。
- エ．商業登記法17条以下・関連省令は書面申請とオンライン申請の双方を予定している。書面・オンライン申請の方式を区別する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法915条3項1号は、新株予約権の行使による変更登記について月末現在でまとめて登記できる特則を定める。新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する。
イ：誤り。この説明は「当事者申請主義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「囑託登記の位置づけを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「書面・オンライン申請の方式を区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法915条3項1号は、新株予約権の行使による変更登記について月末現在でまとめて登記できる特則を定める。新株予約権行使による変更登記の月次特則を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：基礎

「新株予約権行使登記の添付書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：新株予約権の行使があったことを証する書面と、金銭出資なら所定の払込みを証する書面

- ア．商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。複数申請の登記順序を理解する。
- イ．商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。新株予約権行使登記の添付書面を理解する。
- ウ．申請が当該登記所の管轄に属しないことは商業登記法24条の却下事由である。管轄違いが却下事由となることを理解する。
- エ．商業登記法24条は同時にすべき他の申請を同時にしない場合を却下事由としている。同時申請義務と却下を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「複数申請の登記順序を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。新株予約権行使登記の添付書面を理解する。
ウ：誤り。この説明は「管轄違いが却下事由となることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「同時申請義務と却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。新株予約権行使登記の添付書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：標準

「株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法219条1項本文の公告をしたことを証する書面又は対象株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

ア．商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。委任状への届出印押印を理解する。

イ．商業登記法23条の2は登記官による本人確認の調査手段を定める。登記官の本人確認調査を理解する。

ウ．商業登記法61条は59条1項2号を準用し、株券提出公告等又は株券不発行の証明を求める。株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する。

エ．商業登記法12条の2等に基づき代表者等が電子証明書の発行を請求する制度がある。電子証明書発行請求の申請人を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「委任状への届出印押印を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「登記官の本人確認調査を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法61条は59条1項2号を準用し、株券提出公告等又は株券不発行の証明を求める。株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する。

エ：誤り。この説明は「電子証明書発行請求の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法61条は59条1項2号を準用し、株券提出公告等又は株券不発行の証明を求める。株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：応用

「株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株券提出に関する会社法219条1項本文の公告をしたことを証する書面又は対象株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

ア．商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。設立登記に定款を添付することを理解する。

イ．商業登記法47条2項2号は募集設立における株式引受けを証する書面を要求する。募集設立特有の添付書面を把握する。

ウ．商業登記法47条2項3号は変態設立事項に関する調査書面等を定める。変態設立事項がある場合の調査書面を理解する。

エ．商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「設立登記に定款を添付することを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「募集設立特有の添付書面を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「変態設立事項がある場合の調査書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：基礎

「株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：会社法218条1項の公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

ア．商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。

イ．設立時代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。設立時代表取締役の選定証明を理解する。

ウ．商業登記法47条2項11号は設立時会計参与・会計監査人について就任承諾・資格証明等を求める。設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。

エ．商業登記法47条2項12号は特別取締役についての添付書面を定める。特別取締役による議決の定め

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。

イ：誤り。この説明は「設立時代表取締役の選定証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「設立時会計参与・会計監査人の資格証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「特別取締役による議決の定め

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：標準

「株主名簿管理人設置登記の添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：定款及び株主名簿管理人との契約を証する書面

ア．商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。合名会社設立登記の基本添付を理解する。

イ．商業登記法64条は定款と当該管理人との契約を証する書面を要求する。株主名簿管理人設置登記の添付を理解する。

ウ．商業登記法94条2号は法人代表社員に関する添付書面を定める。法人が代表社員となる場合の添付を理解する。

エ．商業登記法110条は合資会社設立登記の添付として有限責任社員の既履行出資価額の証明を求める。合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「合名会社設立登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法64条は定款と当該管理人との契約を証する書面を要求する。株主名簿管理人設置登記の添付を理解する。

ウ：誤り。この説明は「法人が代表社員となる場合の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合資会社設立時の有限責任社員の出資証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法64条は定款と当該管理人との契約を証する書面を要求する。株主名簿管理人設置登記の添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：標準

「取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：取得請求権付株式の株主から取得請求があり、その取得と引換えに新株予約権を交付して変更登記をする場合、商業登記法66条が要求する書面はどれか。結論：当該取得請求権付株式の取得の請求があったことを証する書面

ア．会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。合名会社と資本金登記の相違を理解する。

イ．合資会社では社員の責任区分が会社の公示上重要であり会社法913条の登記事項となる。合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける。

ウ．商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。

エ．会社法579条は持分会社について設立登記による成立を定める。持分会社の成立時期を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「合名会社と資本金登記の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「合資会社の責任区分を登記事項と結び付ける」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。

エ：誤り。この説明は「持分会社の成立時期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法66条は取得請求があったことを証する書面を要求する。取得請求権付株式の取得と引換えに新株予約権を交付する登記添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120 株式・資本 > 新株予約権・株式変更 | 難易度：応用

「新株予約権の登記事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社が新株予約権を発行した場合の商業登記について正しいものはどれか。結論：会社法911条3項により、新株予約権の数やその内容のうち法定事項が登記事項となる。

ア．商業登記規則61条4項は設立時取締役・新任取締役の就任承諾印について印鑑証明書を求める。取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する。

イ．規則61条5項により取締役会設置会社では61条4項の対象が代表取締役等に読み替えられる。取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する。

ウ．商業登記法54条4項により退任を証する書面が必要であり、死亡が退任原因ならその事実を証する書面を用いる。死亡による退任登記の証明を理解する。

エ．会社法911条3項12号は、新株予約権を発行したときの数や内容等を登記事項としている。新株予約権の登記事項を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の役員本人確認ルールを区別する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「死亡による退任登記の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法911条3項12号は、新株予約権を発行したときの数や内容等を登記事項としている。新株予約権の登記事項を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法911条3項12号は、新株予約権を発行したときの数や内容等を登記事項としている。新株予約権の登記事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「合併登記で追加公示される事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：合併をした旨と、消滅会社の商号及び本店

- ア．商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。
- イ．商業登記法55条は一時会計監査人の就任登記に必要な添付書面を列挙している。一時会計監査人の就任登記添付を理解する。
- ウ．商業登記法54条1項は代表取締役の就任登記に就任承諾書を求める。代表取締役就任登記の基本添付を理解する。
- エ．商業登記法46条2項・規則61条6項3号による。取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。

イ：誤り。この説明は「一時会計監査人の就任登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「代表取締役就任登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役会選定時の議事録印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「吸収合併による変更登記の基本添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：吸収合併契約書

- ア．会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。
- イ．商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。
- ウ．代表取締役は取締役の中から選定されるため、取締役の地位喪失は代表取締役資格にも影響する。取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する。
- エ．代表取締役は複数置くことができ、登記事項は各代表取締役について公示される。複数代表取締役の登記を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「代表取締役の住所が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。

ウ：誤り。この説明は「取締役退任と代表取締役資格の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「複数代表取締役の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「合併の債権者保護手続を証する添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：公告・催告をしたこと及び異議債権者への弁済・担保提供等をしたこと等を証する書面

ア．会社法336条2項は非公開会社の監査役任期について10年までの伸長を認める。非公開会社の監査役任期延長を理解する。

イ．役員が再任された場合も重任として役員変更登記を行う。重任でも変更登記が必要なことを理解する。

ウ．商業登記法80条は会社法799条の債権者保護手続の履践を証する書面を添付対象とする。合併の債権者保護手続を証する添付を理解する。

エ．会社法327条1項は公開会社に取締役会設置を要求する。公開会社の取締役会設置義務を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「非公開会社の監査役任期延長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「重任でも変更登記が必要なことを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法80条は会社法799条の債権者保護手続の履践を証する書面を添付対象とする。合併の債権者保護手続を証する添付を理解する。

エ：誤り。この説明は「公開会社の取締役会設置義務を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法80条は会社法799条の債権者保護手続の履践を証する書面を添付対象とする。合併の債権者保護手続を証する添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「合併による解散登記の申請代表者を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：吸収合併存続会社を代表すべき者

ア．会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

イ．会社法911条3項は監査役設置会社である旨や監査役の氏名を登記事項としている。監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

ウ．会社法911条3項は監査役の監査範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある場合、その旨を登記事項とする。監査役の監査範囲限定の登記を理解する。

エ．商業登記法82条1項は、合併による解散登記について存続会社又は新設合併設立会社を代表すべき者が消滅会社を代表するとする。合併による解散登記の申請代表者を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「監査役設置会社の旨が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「監査役の監査範囲限定の登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法82条1項は、合併による解散登記について存続会社又は新設合併設立会社を代表すべき者が消滅会社を代表するとする。合併による解散登記の申請代表者を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法82条1項は、合併による解散登記について存続会社又は新設合併設立会社を代表すべき者が消滅会社を代表するとする。合併による解散登記の申請代表者を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「合併関連登記の同時申請を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：商業登記法82条3項により同時に申請しなければならない。

- ア．商業登記法82条3項は合併関連登記の同時申請を要求する。 合併関連登記の同時申請を理解する。
- イ．自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。 自己株式処分と登記事項の関係を理解する。
- ウ．新株発行により発行済株式総数や資本金の額等の登記事項が変動する場合、その変更を登記する。新株発行による登記事項の変動を把握する。
- エ．会社法205条1項は総数引受契約の場合に203条・204条を適用しないとし、商業登記法56条1号はその契約を証する書面を掲げる。 総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する。

答え・解説

正答：ア

- ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法82条3項は合併関連登記の同時申請を要求する。合併関連登記の同時申請を理解する。
- イ：誤り。この説明は「自己株式処分と登記事項の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「新株発行による登記事項の変動を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「総数引受契約がある場合の申込み・割当て手続の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法82条3項は合併関連登記の同時申請を要求する。合併関連登記の同時申請を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：応用

「合併同時申請の一体却下を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：存続会社又は新設会社の本店所在地を管轄する登記所は、関連する申請を共に却下する。

- ア．商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履践したこと等を証する書面を要求する。 資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。
- イ．商業登記法83条は合併の同時申請の一方に却下事由があるとき、これらを共に却下する。 合併同時申請の一体却下を理解する。
- ウ．会社法447条1項は、減少額、準備金とする場合の旨・額、効力発生日を定めるよう要求する。 資本金減少決議で定める事項を理解する。
- エ．会社法447条2項は、減少額が効力発生日の資本金額を超えることを禁止する。 資本金減少額の上限を理解する。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。この説明は「資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法83条は合併の同時申請の一方に却下事由があるとき、これらを共に却下する。合併同時申請の一体却下を理解する。
- ウ：誤り。この説明は「資本金減少決議で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：誤り。この説明は「資本金減少額の上限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法83条は合併の同時申請の一方に却下事由があるとき、これらを共に却下する。合併同時申請の一体却下を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：分割をした旨と、分割会社・承継会社又は新設分割設立会社の商号及び本店を相互に登記する。

ア：会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。準備金減少で定める事項を理解する。

イ：会社法911条3項は資本金の額を登記事項とするが、資本準備金・利益準備金の額そのものは通常の登記事項ではない。準備金額そのものの登記要否を理解する。

ウ：商業登記法84条は、分割した旨と関係会社の商号・本店を双方の登記で公示する。会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する。

エ：商業登記法65条1号は募集新株予約権の引受けの申込み又は会社法244条1項の契約を証する書面を掲げる。新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「準備金減少で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「準備金額そのものの登記要否を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法84条は、分割した旨と関係会社の商号・本店を双方の登記で公示する。会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する。

エ：誤り。この説明は「新株予約権発行登記の基本添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法84条は、分割した旨と関係会社の商号・本店を双方の登記で公示する。会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：吸収分割契約書

ア：商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。

イ：商業登記法63条が公告証明又は株券不発行証明を要求する。株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する。

ウ：商業登記法64条は定款と当該管理人との契約を証する書面を要求する。株主名簿管理人設置登記の添付を理解する。

エ：商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株券発行定款規定の廃止登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株主名簿管理人設置登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129

組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「異管轄会社分割の経由申請を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：吸収分割会社Aと吸収分割承継会社Bの本店所在地を管轄する登記所が異なる。Aの分割による変更登記の申請方法として正しいものはどれか。 結論：Bの本店所在地を管轄する登記所を経由して申請する。

ア．商業登記法87条1項は、異管轄の場合、分割会社側の申請を承継会社又は新設会社の本店所在地管轄登記所を経由してする。 異管轄会社分割の経由申請を理解する。

イ．商業登記法76条は組織変更後の持分会社の登記で、成立年月日、旧株式会社の商号、組織変更の旨・年月日を登記する。 組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する。

ウ．商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。 組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。

エ．商業登記法78条1項は組織変更前後の会社の登記を同時申請とする。 組織変更前後の登記の同時申請を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法87条1項は、異管轄の場合、分割会社側の申請を承継会社又は新設会社の本店所在地管轄登記所を経由してする。 異管轄会社分割の経由申請を理解する。

イ：誤り。この説明は「組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「組織変更前後の登記の同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法87条1項は、異管轄の場合、分割会社側の申請を承継会社又は新設会社の本店所在地管轄登記所を経由してする。 異管轄会社分割の経由申請を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130

組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：基礎

「会社分割関連登記の同時申請を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：商業登記法87条2項により同時に申請しなければならない。

ア．商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。 清算人登記の定款添付を理解する。

イ．商業登記法87条2項は、会社分割に関係する双方の登記申請を同時にすることを要求する。 会社分割関連登記の同時申請を理解する。

ウ．商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。 定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。

エ．商業登記法73条3項は、裁判所による選任及び代表清算人の氏名・住所に関する事項を証する書面を要求する。 裁判所選任清算人の登記添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「清算人登記の定款添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法87条2項は、会社分割に関係する双方の登記申請を同時にすることを要求する。 会社分割関連登記の同時申請を理解する。

ウ：誤り。この説明は「定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「裁判所選任清算人の登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法87条2項は、会社分割に関係する双方の登記申請を同時にすることを要求する。 会社分割関連登記の同時申請を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：標準

「会社分割同時申請の一体却下を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：承継会社又は新設会社の本店所在地を管轄する登記所は、関連申請を共に却下する。

ア：法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。

イ：商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。

ウ：商業登記法88条1項は、会社分割の関連申請の一つに却下事由があるとき、共に却下する。会社分割同時申請の一体却下を理解する。

エ：商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。合併登記で追加公示される事項を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法88条1項は、会社分割の関連申請の一つに却下事由があるとき、共に却下する。会社分割同時申請の一体却下を理解する。

エ：誤り。この説明は「合併登記で追加公示される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法88条1項は、会社分割の関連申請の一つに却下事由があるとき、共に却下する。会社分割同時申請の一体却下を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132 組織再編・解散等 > 合併・会社分割 | 難易度：応用

「吸収分割の登記期限を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：効力が生じた日から2週間以内に、分割会社と承継会社について所要の変更登記をする。

ア：商業登記法83条は合併の同時申請の一方に却下事由があるとき、これらを共に却下する。合併同時申請の一体却下を理解する。

イ：商業登記法84条は、分割した旨と関係会社の商号・本店を双方の登記で公示する。会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する。

ウ：商業登記法85条は吸収分割承継会社の登記について吸収分割契約書等を添付書面とする。吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する。

エ：会社法923条は吸収分割の効力発生日から2週間以内に分割会社・承継会社の変更登記を求める。吸収分割の登記期限を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「合併同時申請の一体却下を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「会社分割登記で相手方会社情報を公示する趣旨を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「吸収分割承継会社の変更登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法923条は吸収分割の効力発生日から2週間以内に分割会社・承継会社の変更登記を求める。吸収分割の登記期限を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法923条は吸収分割の効力発生日から2週間以内に分割会社・承継会社の変更登記を求める。吸収分割の登記期限を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：基礎

「株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式交換契約書

ア．商業登記法89条1号は株式交換契約書を添付書面としている。 株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する。

イ．登記後でも、第三者が正当な事由により登記を知らなかった場合には例外的に保護される。 登記後の第三者保護の例外を押さえる。

ウ．商業登記法27条は同一所在場所における同一商号の登記を禁止している。 同一本店・同一商号の登記制限を理解する。

エ．商業登記法34条は会社の商号を会社の登記簿にするものとしている。 会社の商号を記録する登記簿を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法89条1号は株式交換契約書を添付書面としている。株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する。

イ：誤り。この説明は「登記後の第三者保護の例外を押さえる」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「同一本店・同一商号の登記制限を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「会社の商号を記録する登記簿を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法89条1号は株式交換契約書を添付書面としている。株式交換完全親会社の変更登記添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：標準

「株式移転による設立登記の基本添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：株式移転計画書及び定款など法定書面

ア．株式会社では代表取締役の氏名・住所が登記事項となる。 株式会社の代表者に関する登記事項を把握する。

イ．商業登記法90条は株式移転計画書、定款、設立関係書面等を添付対象とする。 株式移転による設立登記の基本添付を理解する。

ウ．支店所在地の登記制度は廃止されており、現行会社法911条の株式会社の登記事項に支店所在地は含まれない。 現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する。

エ．商業登記法14条・15条は当事者申請主義と囑託による登記を定める。 当事者申請主義を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「株式会社の代表者に関する登記事項を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法90条は株式移転計画書、定款、設立関係書面等を添付対象とする。株式移転による設立登記の基本添付を理解する。

ウ：誤り。この説明は「現行法で支店所在地が会社登記事項でないことを確認する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「当事者申請主義を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法90条は株式移転計画書、定款、設立関係書面等を添付対象とする。株式移転による設立登記の基本添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：標準

「組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：株式会社が持分会社へ組織変更した場合、組織変更後の持分会社についてする登記に追加して登記すべき事項として正しいものはどれか。 結論：会社成立の年月日、旧株式会社の商号、組織変更をした旨及びその年月日

ア．会社登記は本店所在地を基準に管轄が定まる。 会社登記の管轄原則を把握する。

イ．商業登記法21条は受付に関する処理を定めている。 受付制度を理解する。

ウ．商業登記法76条は組織変更後の持分会社の登記で、成立年月日、旧株式会社の商号、組織変更の旨・年月日を登記する。 組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する。

エ．商業登記法23条は登記の順序を受付に結び付けている。 複数申請の登記順序を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「会社登記の管轄原則を把握する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「受付制度を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法76条は組織変更後の持分会社の登記で、成立年月日、旧株式会社の商号、組織変更の旨・年月日を登記する。 組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する。

エ：誤り。この説明は「複数申請の登記順序を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法76条は組織変更後の持分会社の登記で、成立年月日、旧株式会社の商号、組織変更の旨・年月日を登記する。 組織変更後会社の登記で追加される事項を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：応用

「組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：組織変更計画書、定款、必要な債権者異議手続を証する書面などを添付する。

ア．商業登記法46条3項はみなし決議の場合の代替証明書面を定める。 みなし決議時の添付書面を理解する。

イ．商業登記規則35条の2は、提出印鑑がある場合の書面申請書等への押印を規律している。 書面申請での登記所届出印の扱いを理解する。

ウ．商業登記規則35条の2第2項は代理権限証書への届出印押印を定める。 委任状への届出印押印を理解する。

エ．商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。 組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「みなし決議時の添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「書面申請での登記所届出印の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「委任状への届出印押印を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。 組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法77条は組織変更計画書、定款、会社法779条の債権者保護手続の証明等を列挙する。 組織変更後持分会社の設立登記添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：基礎

「組織変更前後の登記の同時申請を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：商業登記法78条1項により同時に申請しなければならない。

ア．商業登記法78条1項は組織変更前後の会社の登記を同時申請とする。組織変更前後の登記の同時申請を理解する。

イ．商業登記規則61条6項3号は取締役会決議による代表取締役選定時の印鑑証明書を定める。代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する。

ウ．商業登記法47条1項により、設立登記は会社を代表すべき者が申請する。株式会社設立登記の申請人を理解する。

エ．商業登記法47条2項1号は設立登記申請書に定款を添付することを定める。設立登記に定款を添付することを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法78条1項は組織変更前後の会社の登記を同時申請とする。組織変更前後の登記の同時申請を理解する。

イ：誤り。この説明は「代表取締役選定議事録の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株式会社設立登記の申請人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「設立登記に定款を添付することを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法78条1項は組織変更前後の会社の登記を同時申請とする。組織変更前後の登記の同時申請を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：標準

「組織変更同時申請の一体却下を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：商業登記法78条3項により、両申請を共に却下する。

ア．設立登記では設立時役員の選任を証する書面が必要となる。設立時取締役の選任を証する書面を理解する。

イ．商業登記法78条3項は、同時申請の一つに却下事由がある場合に両方を共に却下する。組織変更同時申請の一体却下を理解する。

ウ．設立登記では設立時役員の就任承諾を証する書面が必要である。設立時役員の就任承諾書を理解する。

エ．設立時代表取締役の選定・就任は設立登記で確認すべき事項であり、所定の証明書面が必要である。設立時代表取締役の選定証明を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「設立時取締役の選任を証する書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法78条3項は、同時申請の一つに却下事由がある場合に両方を共に却下する。組織変更同時申請の一体却下を理解する。

ウ：誤り。この説明は「設立時役員の就任承諾書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「設立時代表取締役の選定証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法78条3項は、同時申請の一つに却下事由がある場合に両方を共に却下する。組織変更同時申請の一体却下を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：標準

「株式移転と株式交換の登記構造の違いを理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：株式移転では新たに完全親株式会社を設立するため設立登記が中心となるが、株式交換は既存の完全親会社側で必要な変更登記を行う。

- ア．会社法49条により株式会社は設立登記によって成立する。株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する。
- イ．会社法911条3項は公告方法等を登記事項としている。公告方法の登記事項を理解する。
- ウ．株式移転は新設親株式会社を成立させる制度で、会社法925条・商業登記法90条に設立登記が規定される。株式交換は既存親会社を前提とし商業登記法89条が変更登記の添付を定める。株式移転と株式交換の登記構造の違いを理解する。
- エ．商業登記法94条1号は合名会社の設立登記申請書に定款を添付することを定める。合名会社設立登記の基本添付を理解する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。この説明は「株式会社の成立時期を登記と結び付けて理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「公告方法の登記事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。株式移転は新設親株式会社を成立させる制度で、会社法925条・商業登記法90条に設立登記が規定される。株式交換は既存親会社を前提とし商業登記法89条が変更登記の添付を定める。株式移転と株式交換の登記構造の違いを理解する。
- エ：誤り。この説明は「合名会社設立登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。株式移転は新設親株式会社を成立させる制度で、会社法925条・商業登記法90条に設立登記が規定される。株式交換は既存親会社を前提とし商業登記法89条が変更登記の添付を定める。株式移転と株式交換の登記構造の違いを理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140 組織再編・解散等 > 株式交換・移転・組織変更 | 難易度：応用

「株式移転の完全親会社の会社形態を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式移転により新たに設立される完全親会社の会社形態と登記について正しいものはどれか。結論：株式移転により設立される完全親会社は株式会社であり、その本店所在地で設立登記をする。

- ア．会社法30条の公証人認証は株式会社の原始定款に関する規律であり、持分会社の定款には同様の認証要件がない。持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する。
- イ．会社法914条は合同会社について資本金の額を登記事項として定める。合同会社の資本金登記を理解する。
- ウ．会社法912条と914条では登記事項の構成が異なる。合名会社と資本金登記の相違を理解する。
- エ．会社法上の株式移転は、一又は二以上の株式会社が発行済株式全部を新たに設立する株式会社に取得させる制度で、会社法925条がその設立登記を定める。株式移転の完全親会社の会社形態を理解する。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この説明は「持分会社の原始定款に公証人認証が不要であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「合同会社の資本金登記を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「合名会社と資本金登記の相違を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法上の株式移転は、一又は二以上の株式会社が発行済株式全部を新たに設立する株式会社に取得させる制度で、会社法925条がその設立登記を定める。株式移転の完全親会社の会社形態を理解する。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法上の株式移転は、一又は二以上の株式会社が発行済株式全部を新たに設立する株式会社に取得させる制度で、会社法925条がその設立登記を定める。株式移転の完全親会社の会社形態を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：基礎

「解散登記の登記事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。前提：株式会社の解散登記において、商業登記法71条により登記すべき事項として正しいものはどれか。結論：解散の旨、その事由及び年月日

- ア．商業登記法71条は、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記事項とする。解散登記の登記事項を理解する。
- イ．商業登記規則61条7項は再任を除く取締役等の就任で本人確認証明書を要求する。新任取締役の本人確認証明書を理解する。
- ウ．規則61条7項は新任の役員本人確認を目的とし、再任を除外している。再任時の本人確認証明書の扱いを理解する。
- エ．商業登記規則61条4項は設立時取締役・新任取締役の就任承諾印について印鑑証明書を求める。取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法71条は、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記事項とする。解散登記の登記事項を理解する。
イ：誤り。この説明は「新任取締役の本人確認証明書を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この説明は「再任時の本人確認証明書の扱いを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「取締役会非設置会社の新任取締役の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法71条は、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記事項とする。解散登記の登記事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：標準

「清算人登記の定款添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：定款

- ア．商業登記法54条2項は会計監査人が法人である場合の登記事項証明書を規定する。法人会計監査人の就任添付を理解する。
- イ．商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。清算人登記の定款添付を理解する。
- ウ．商業登記法54条2項3号は個人の会計参与・会計監査人について資格証明を求める。個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する。
- エ．商業登記法55条は一時会計監査人の就任登記に必要な添付書面を列挙している。一時会計監査人の就任登記添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「法人会計監査人の就任添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。清算人登記の定款添付を理解する。
ウ：誤り。この説明は「個人会計参与・会計監査人の資格証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この説明は「一時会計監査人の就任登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法73条1項は清算人の登記の申請書に定款を添付するよう定める。清算人登記の定款添付を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：標準

「定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：会社法478条1項2号又は3号に掲げる者が清算株式会社の清算人となった場合、清算人登記の添付として正しいものはどれか。 結論：その者が就任を承諾したことを証する書面

- ア．規則61条6項ただし書の省略例外である。 代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する。
- イ．商業登記規則61条8項は、所定の代表取締役等の辞任書面の印鑑について証明を求める。 代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する。
- ウ．商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。 定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。
- エ．会社法911条3項により代表取締役の氏名及び住所が登記事項となる。 代表取締役の住所が登記事項であることを理解する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：誤り。この説明は「代表取締役選定議事録の印鑑証明省略例外を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「代表取締役辞任届の印鑑証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。 定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。
- エ：誤り。この説明は「代表取締役の住所が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法73条2項は、会社法478条1項2号又は3号の者が清算人となった場合に就任承諾を証する書面を要求する。 定款指定等による清算人の就任承諾書添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：基礎

- 「裁判所選任清算人の登記添付を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：選任及び会社法928条1項2号の事項を証する書面を添付する。
- ア．会社法332条2項は非公開会社について任期を最長10年まで伸長できる。 非公開会社の取締役任期延長を理解する。
- イ．会社法336条1項が監査役任期を定める。 監査役の法定任期を理解する。
- ウ．会社法336条2項は非公開会社の監査役任期について10年までの伸長を認める。 非公開会社の監査役任期延長を理解する。
- エ．商業登記法73条3項は、裁判所による選任及び代表清算人の氏名・住所に関する事項を証する書面を要求する。 裁判所選任清算人の登記添付を理解する。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この説明は「非公開会社の取締役任期延長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- イ：誤り。この説明は「監査役の法定任期を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- ウ：誤り。この説明は「非公開会社の監査役任期延長を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。
- エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法73条3項は、裁判所による選任及び代表清算人の氏名・住所に関する事項を証する書面を要求する。 裁判所選任清算人の登記添付を理解する。
- 総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法73条3項は、裁判所による選任及び代表清算人の氏名・住所に関する事項を証する書面を要求する。 裁判所選任清算人の登記添付を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：標準

「清算結了登記の決算報告承認証明を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法507条3項による決算報告の承認があったことを証する書面

ア．商業登記法75条は、会社法507条3項の決算報告承認を証する書面を要求する。清算結了登記の決算報告承認証明を理解する。

イ．会社法327条4項は監査等委員会設置会社と監査役等の併置を制限する。監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する。

ウ．会社法327条5項は指名委員会等設置会社に会計監査人設置を求める。指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する。

エ．会社法911条3項は取締役会設置会社である旨を登記事項とする。取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法75条は、会社法507条3項の決算報告承認を証する書面を要求する。清算結了登記の決算報告承認証明を理解する。

イ：誤り。この説明は「監査等委員会設置会社と監査役の併置禁止を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「指名委員会等設置会社と会計監査人を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「取締役会設置会社の旨が登記事項であることを理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法75条は、会社法507条3項の決算報告承認を証する書面を要求する。清算結了登記の決算報告承認証明を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：応用

「解散登記の期間を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：原則として2週間以内に本店所在地で解散の登記をする。

ア．商業登記法56条3号二は、会社法207条9項5号の場合に、その金銭債権について記載された会計帳簿を添付書面としている。DES型現物出資の登記添付を理解する。

イ．会社法926条は所定の解散事由による解散につき2週間以内の本店所在地での登記を要求する。解散登記の期間を理解する。

ウ．会社法915条2項は、払込期間を定めた募集株式発行による変更登記について、期間末日現在により末日から2週間以内とする特則を置く。払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する。

エ．自己株式は既に発行済株式に含まれるため、その処分のみでは発行済株式総数は増えない。資本金等にも変更がなければ登記事項の変更はない。自己株式処分と登記事項の関係を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「DES型現物出資の登記添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法926条は所定の解散事由による解散につき2週間以内の本店所在地での登記を要求する。解散登記の期間を理解する。

ウ：誤り。この説明は「払込期間を定めた募集株式発行の登記期限特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「自己株式処分と登記事項の関係を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法926条は所定の解散事由による解散につき2週間以内の本店所在地での登記を要求する。解散登記の期間を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：基礎

「法定清算人の登記期間・登記事項を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：解散の日から2週間以内に、清算人の氏名、代表清算人の氏名・住所等を本店所在地で登記する。

ア．商業登記法56条5号は、会社法206条の2第4項の通知があった場合に、株主総会承認を要する場合に該当しないとき、そのことを証する書面を添付対象としている。支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する。

イ．商業登記法69条は、減少対象の準備金又は剰余金が計上されていたことを証する書面の添付を要求する。準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する。

ウ．会社法928条1項は法定清算人が就任したときの登記事項と2週間の期間を定める。法定清算人の登記期間・登記事項を理解する。

エ．商業登記法70条は、会社法449条2項・3項の債権者保護手続を履践したこと等を証する書面を要求する。資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この説明は「支配株主の異動を伴う募集株式発行の添付特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「準備金・剰余金の減少による資本金増加登記の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法928条1項は法定清算人が就任したときの登記事項と2週間の期間を定める。法定清算人の登記期間・登記事項を理解する。

エ：誤り。この説明は「資本金減少登記における債権者保護手続の証明を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法928条1項は法定清算人が就任したときの登記事項と2週間の期間を定める。法定清算人の登記期間・登記事項を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148 組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：標準

「清算結了登記の起算点を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。結論：会社法507条3項の決算報告承認の日から2週間以内に本店所在地で登記する。

ア．会社法449条6項ただし書は、債権者異議手続が終了していないときは資本金等の減少が効力を生じないとする。債権者保護手続未了と減資の効力を理解する。

イ．一定の同時増減資では会社法447条3項が株主総会決議に代えて取締役の決定又は取締役会決議を認める。株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する。

ウ．会社法448条1項は、減少額、資本金とする場合の旨・額、効力発生日を定める。準備金減少で定める事項を理解する。

エ．会社法929条1号は清算株式会社について会社法507条3項の承認の日を起算点とする。清算結了登記の起算点を理解する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この説明は「債権者保護手続未了と減資の効力を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この説明は「株式発行と同時の減資における決定機関の特則を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「準備金減少で定める事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。会社法929条1号は清算株式会社について会社法507条3項の承認の日を起算点とする。清算結了登記の起算点を理解する。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。会社法929条1号は清算株式会社について会社法507条3項の承認の日を起算点とする。清算結了登記の起算点を理解する。結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149

組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：標準

「支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 前提：2026年4月1日現在の会社の支店所在地における商業登記制度について正しいものはどれか。 結論：2022年9月1日から支店所在地における登記は廃止されており、同日以後にその登記を申請しても却下対象となる。

ア．法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。 支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。

イ．商業登記法57条は、行使があったことを証する書面及び出資に応じた払込み等の証明を定める。 新株予約権行使登記の添付書面を理解する。

ウ．商業登記法61条は59条1項2号を準用し、株券提出公告等又は株券不発行の証明を求める。 株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する。

エ．商業登記法62条は株券発行会社について59条1項2号の書面を要求する。 株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。 支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。

イ：誤り。この説明は「新株予約権行使登記の添付書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この説明は「株券発行会社の株式併合登記に必要な株券関係書面を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「株券発行会社で譲渡制限設定時の添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。法務省は令和4年9月1日から会社の支店所在地における登記を廃止し、施行日以後の申請は商業登記法24条2号により却下されると案内している。 支店所在地登記制度の廃止を現行制度として理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150

組織再編・解散等 > 解散・清算・本支店等 | 難易度：応用

「他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する」について、次の結論を導く直接の根拠として最も適切な説明はどれか。 結論：新所在地における登記申請は旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地での申請と同時に行う。

ア．商業登記法79条は、合併した旨並びに吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の商号及び本店を登記事項とする。 合併登記で追加公示される事項を理解する。

イ．商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。 他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。

ウ．商業登記法80条1号は吸収合併契約書を添付書面としている。 吸収合併による変更登記の基本添付を理解する。

エ．商業登記法80条は会社法799条の債権者保護手続の履践を証する書面を添付対象とする。 合併の債権者保護手続を証する添付を理解する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この説明は「合併登記で追加公示される事項を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。本問の結論を直接支える根拠である。商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。 他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。

ウ：誤り。この説明は「吸収合併による変更登記の基本添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この説明は「合併の債権者保護手続を証する添付を理解する」に関するもので、本問の結論を直接支える根拠ではない。

総合解説：本問は、結論から根拠・要件を逆引きして判断する問題である。商業登記法51条1項・2項は、異管轄本店移転で新所在地申請を旧所在地管轄登記所経由とし、旧所在地申請と同時にする。 他管轄への本店移転登記の経由・同時申請を理解する。 結論だけでなく、根拠となる要件・例外まで対応させて整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01